



島根県報

令和元年10月25日（金）

号外 第 5 9 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	2
定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	9
財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置	17
包括外部監査の結果に基づき講じた措置	29

監 査 委 員 公 表**島根県監査委員公表第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成30年度行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和元年10月25日

島根県監査委員	須 山 隆
同	山 根 成 二
同	大 國 羊 一
同	後 藤 勇

平成30年度行政監査結果に基づき講じた措置の内容

テーマ 公共施設（※）における安全・安心に係るソフト面での対応

（※）県が所有する建築物及び附属設備

意 見	処理方針・措置状況
<p>(1) 防火管理意識の徹底について（共通）</p> <p>施設の安全・安心に向けた取組みの実施にあたっては、消防計画の作成や消防訓練の実施等、防火管理上必要な業務を行う防火管理者の責務が重大かつ重要である。</p> <p>しかしながら、今回の監査では、防火管理者の認識不足から是正又は改善を要する事例が見受けられた。</p> <p>今後は、こうしたことのないように、各施設の管理権原者は防火管理者に意識づけを行い、防火管理者は防火管理上必要な業務について再確認されたい。</p>	<p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、知事部局のほか、教育委員会、警察本部、病院局、企業局において、施設の安全、安心に関する実態調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、今後の具体的な対応について、検討を行っている。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>知事部局が実施した施設の安全、安心に関する実態調査の結果、改善が必要な所管課・実施機関においては、今後の具体的な対応について、検討を行っている。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>今年度は、施設の管理権原者（所属長）に対して、消防訓練の実施の徹底を通達しており、防火管理者の責務、消防計画の作成及び消防訓練の実施等、防火管理上必要な業務について確認がされている。</p>
<p>(2) 消防計画の内容確認について（共通）</p> <p>消防法において、防火対象物については、火災の予防や火災発生時の被害の軽減のため、消防計画を作成し、これに基づき、消防訓練の実施等、防火管理上必要な業務を実施することとされている。</p> <p>監査の結果では、消防計画について、内容に変更が生じているものや、消防訓練の実施内容や回数が不明確なものがあった。</p> <p>については、各施設の消防計画について、変更が生じていないか又は明確な内容となっているか確認を行われたい。</p>	<p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、知事部局のほか、教育委員会、警察本部、病院局、企業局において、施設の安全、安心に関する実態調査を行った。</p> <p>消防計画の作成、変更については、手続が必要な所管課、実施機関においては手続が行われていた。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>知事部局が実施した施設の安全、安心に関する実態調査の結果、消防計画の作成、変更については、手続が必要な所管課、実施機関においては手続が行われていた。</p>

	<p>(公安委員会共通)</p> <p>防火対象施設の消防計画の内容に変更がある所属については各所轄の消防署へ消防計画変更届出書を提出している。今後も計画内容に変更が生じているか定期的に確認を行う。</p>
<p>(3) 消防訓練の実施について(西郷港旅客上屋、保健環境科学研究所、運転免許課庁舎、大田警察署庁舎)</p> <p>消防訓練は、消防計画に基づいて、定期的を実施しなければならないとされている。</p> <p>監査の結果では、西郷港旅客上屋、保健環境科学研究所、運転免許課庁舎、大田警察署庁舎で、平成29年度に一度も消防訓練を実施しなかった。</p> <p>火災発生時に、迅速かつ的確な行動をとることができるようにするためには、消防訓練を繰り返して行うことが重要である。</p> <p>今後は、消防計画で定めたとおり、定期的に消防訓練を実施されたい。</p>	<p>(隠岐支庁県土整備局)</p> <p>平成30年度は12月19日に消防訓練を実施した。今年度は、4月に局内での年間行事確認時に訓練実施予定を周知し、7月17日に第1回消防訓練を実施した。今後、12月に第2回消防訓練の実施を予定している。</p> <p>今後の消防訓練の実施については、担当者の異動時に、防火管理者の責務について確実かつ具体的に引き継ぐこととし、毎年度当初に、消防計画及び消防訓練の内容、スケジュールについて、局内で確認し共有することとした。また、四半期毎に、局内で防火管理者業務の状況をチェックすることとした。</p> <p>(保健環境科学研究所)</p> <p>平成30年度は2月19日に消防訓練を実施した。今年度は、11月に消防訓練の実施を予定している。</p> <p>今後は、消防計画に従い毎年消防訓練を実施する。</p> <p>(警察本部)</p> <p>平成30年度に引き続き今年度は6月20日に職員を対象に消火、通報、避難誘導の訓練を実施した。</p> <p>運転免許課は他の庁舎に比べ、一般来庁者が多いことから、今後も継続して訓練を実施して職員の防火管理意識の醸成を図るとともに、訓練結果から出てきた問題点を検証し、火災発生時の迅速かつ的確な行動に活かしていく。</p> <p>(大田警察署)</p> <p>平成30年度に引き続き今年度は7月31日に職員を対象に消火、通報、避難誘導の訓練を実施し</p>

	<p>た。</p> <p>警察署は事件・事故等の警察事象に対応しながら、自衛消防隊として編成された各班の任務に当たるため、人員確保も重要な課題になるが、今後も継続して訓練を実施して職員の防火管理意識の醸成を図るとともに、訓練結果から出てきた問題点を検証し、火災発生時の迅速かつ的確な行動に活かしていく。</p> <p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、知事部局のほか、教育委員会、警察本部、病院局、企業局において、施設の安全、安心に関する実態調査を行った。</p> <p>消防計画に定めた訓練実施については、適切に実施されているか確認を行っている。</p> <p>今後、定期的に消防訓練が実施されるよう、周知を図っていく。</p>
<p>(4) 訓練内容の充実について (共通)</p> <p>訓練は、様々な事象に備え、各施設の用途や特性、施設利用者の状況、勤務人員等の実態にあった想定のもとで行うことが重要である。</p> <p>今回、監査した施設には、大規模な集客施設や夜間も利用される施設等、施設ごとに用途や特性が異なり、施設利用者の中には、緊急時に速やかな避難がしにくい人や情報が伝わりにくい人もいた。</p> <p>このため、一般の来館者にも訓練参加を呼び掛けている施設、高齢者や車椅子利用者の避難誘導を取り入れている施設、勤務人員が通常よりも少ない夜間に訓練を実施している施設、地震や不審者を想定した訓練を実施している施設があった。</p> <p>このように、各施設の実態を踏まえて、様々な場면을想定した訓練の実施について検討されたい。</p>	<p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、知事部局のほか、教育委員会、警察本部、病院局、企業局において、施設の安全、安心に関する実態調査を行った。</p> <p>多くの施設において、事後検証を実施し、訓練内容の見直しを行っており、今後も様々な場면을想定した訓練の実施を検討する。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>知事部局が実施した施設の安全、安心に関する実態調査の結果、多くの施設において、事後検証を実施しており、今後も訓練内容の見直しを含め、様々な場면을想定した訓練の実施を検討する。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>前年度実施した訓練の火災発生場所の変更、被留置者の避難を想定した避難訓練等を実施している施設もある。</p> <p>今後とも施設の実態を踏まえて、様々な場面を</p>

	想定した訓練に努める。
<p>(5) 消防訓練の結果の検証と活用について (共通)</p> <p>消防訓練においては、「訓練計画の策定」「訓練の実施」「実施結果の検証」を繰り返すことが、職員の危機管理意識の向上や火災発生時の迅速な行動につながる。</p> <p>監査の結果では、消防訓練の事後検証は、おおむね行われていたが、一部には実施していない施設があった。</p> <p>また、事後検証は行っているが訓練内容の見直しには至っていない施設もあった。</p> <p>については、消防訓練の結果の検証を十分に行った上で、反省や改善を要する事項については施設内で情報共有し、次回の訓練や以降の防火管理に生かされたい。</p>	<p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、知事部局のほか、教育委員会、警察本部、病院局、企業局において、施設の安全、安心に関する実態調査を行った。</p> <p>多くの施設において、事後検証を実施し、訓練内容の見直しを行っており、今後も様々な場면을想定した訓練の実施を検討する。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>知事部局が実施した施設の安全、安心に関する実態調査の結果、多くの施設において、事後検証を実施しており、今後も訓練内容の見直しを含め、様々な場면을想定した訓練の実施を検討する。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>事後検証を行うとともに、改善点があれば訓練内容の見直しを行っている。</p> <p>今後とも改善点があれば次回の訓練に生かしていく。</p>
<p>(6) 災害・事故等発生時の対応マニュアルについて (共通)</p> <p>火災や地震等の災害や事故等の発生時に、施設利用者や職員の安全を確保し、被害の拡大防止を図るためには、緊急時に必要な行動や役割分担と責任体制、関係機関への連絡等について、マニュアルを作成し、職員へ周知しておくことが重要である。</p> <p>監査の結果では、8割の施設で災害、事故、不審者対応等、何らかのマニュアルが作成済み又は作成中であり、2割の施設で未作成だったが、その中には、敷地内に複数の建物があるため、あらかじめ役割分担や指示系統を整理し、職員に周知しておいた方が良いと思われる施設もあった。</p> <p>については、マニュアルを作成していない施</p>	<p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、知事部局のほか、教育委員会、警察本部、病院局、企業局において、施設の安全、安心に関する実態調査を行った。</p> <p>多くの施設において、対応マニュアルを作成しており、災害や事件、事故などに対応した内容となっている。</p> <p>マニュアルを作成していない施設については、必要なマニュアル作成を検討していく。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>知事部局が実施した施設の安全、安心に関する実態調査の結果、多くの施設において、対応マニュアルを作成しており、災害や事件、事故などに対応した内容となっている。</p>

<p>設では、施設の用途や特性、建物、利用者の状況等を勘案し、今後、必要に応じて、関係するマニュアルの作成について検討されたい。</p> <p>また、マニュアルの内容点検や改正について、必要に応じておおむね的確に行われていたが、作成から数年が経過しているのに、点検が行われていない施設もあったため、定期的にマニュアルの内容点検を行い、必要な見直しや内容の充実に努められたい。</p>	<p>マニュアルを作成していない施設については、必要なマニュアル作成を検討していく。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>全ての防火対象施設において対応マニュアルを作成している。</p> <p>今後とも定期的に内容点検を行い、内容の充実に努める。</p>
<p>(7) 備品等の転倒・落下・移動防止対策について (共通)</p> <p>共用スペースや執務室に設置している備品等の転倒・落下・移動防止対策をとっておくことは、地震発生時、施設利用者の負傷防止や迅速な避難のために必要な対応である。</p> <p>監査の結果では、25施設のうち、約8割の施設が、一部に未対策の備品等が残っている又は全く対策ができていない状況であった。</p> <p>施設の管理者からは、「どこまで対策を講じるべきか判断が難しい」といった疑問もあったが、平成30年度内に管財課が転倒防止マニュアルを作成することから、危険性に応じた優先順位も考慮しつつ、このマニュアルを参考にして、共用スペースや執務室に設置している備品等の転倒・落下・移動防止対策を早期に完了する必要がある。</p>	<p>(知事部局共通)</p> <p>監査意見への対応状況について、知事部局のほか、教育委員会、警察本部、病院局、企業局において、施設の安全、安心に関する実態調査を行った。</p> <p>平成31年3月28日付け管財第1431号総務部長通知「県有施設における家具等の転倒防止固定基準の制定について」により管財課が職場の安全確保についてマニュアルを作成した。</p> <p>このマニュアルに沿って安全対策を実施しているところであるが、対策未実施の施設について、早期の実施を目指し、その実施内容を確認していく。</p> <p>(教育委員会共通)</p> <p>平成31年3月28日付け管財第1431号総務部長通知「県有施設における家具等の転倒防止固定基準の制定について」により管財課が職場の安全確保についてマニュアルを作成した。</p> <p>このマニュアルに沿って安全対策を実施しているところであるが、知事部局が実施した施設の安全、安心に関する実態調査の結果、対策未実施の施設について、早期の実施を目指し、その実施内容を確認していく。</p> <p>(公安委員会共通)</p> <p>マニュアルを参考に備品等の転倒・落下・移動対策を検討する。</p>

<p>(8) 安全管理に関する職員研修について（共通）</p> <p>火災や地震等の災害や事故等の発生時に、施設利用者や職員の安全を確保し、被害の拡大防止を図るためには、職員が緊急時に冷静な判断に基づき迅速かつ的確な行動がとれるように、日頃から研修の機会を設けることが重要である。</p> <p>監査の結果では、職場で研修を実施したり、職場外で開催される研修に参加することにより、全ての施設が研修に取り組んでいた。</p> <p>しかし、このうち、約 2 割の施設では、不定期に実施（又は参加）している状況であり、毎年度、定期的な実施（又は参加）には至っていなかった。</p> <p>については、職員研修について、毎年度、定期的に実施（又は参加）するよう努められたい。</p>	<p>（知事部局共通）</p> <p>監査意見への対応状況について、知事部局のほか、教育委員会、警察本部、病院局、企業局において、施設の安全、安心に関する実態調査を行った。</p> <p>職員研修の実施又は参加について、各施設の設置目的に応じた内容の研修の機会を確保するなど、施設利用者や職員の安全管理の意識醸成を図っていく。</p> <p>（教育委員会共通）</p> <p>職員研修の実施又は参加について、各施設の設置目的に応じた内容の研修の機会を確保するなど、施設利用者や職員の安全管理の意識醸成を図っていく。</p> <p>（公安委員会共通）</p> <p>各施設において消防設備の使用方法的研修、台風発生時期には朝礼等を利用し研修を行っている。</p> <p>今後とも定期的に研修を行うよう努める。</p>
---	--

島根県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成29年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和元年10月25日

島根県監査委員	須 山 隆
同	山 根 成 二
同	大 國 羊 一
同	後 藤 勇

平成29年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
<p>(1) 予算関係事務</p> <p>2か年にわたる以下の公共事業（ゼロ国）の執行に当たり、必要な債務負担行為を設定していなかった。</p> <p>大型魚礁設置事業費 101,455,200円</p> <p>水産物供給基盤機能保全事業費 13,176,000円</p> <p>離島広域漁港整備事業費 143,100,000円 (漁港漁場整備課)</p>	<p>予算・会計関係職員の研修内容にゼロ国制度を追加し、周知を徹底した。</p> <p>歳出予算の要求様式にゼロ国事業の項目を追加し、予算要求書作成時や議案作成時に突合することでチェック機能を改善することとした。</p>
<p>(2) 収入関係事務</p> <p>① 調定すべきものを調定していないもの</p> <p>行政財産の使用許可に係る使用料の収入調定をしていないものがあった。</p> <p>和江地区漁港関連道（電話柱）</p> <p>使用料 1,440円</p> <p>許可日 平成28年10月20日</p> <p>調定すべき日 平成29年4月1日</p> <p>外4件 (浜田水産事務所)</p>	<p>「行政財産の使用許可に係る台帳」を整備し、担当者と決裁者はもちろんのこと、課内全体で適宜、収入調定時期の状況が確認できる体制を整えた。</p> <p>申請書等関係書類を課内の誰でもいつでも確認できるように、関係書類の見える化を図った。</p> <p>今後の当該事務は、収入調定制度を十分に理解した上で行政財産の使用許可に係る手順を整理し、課内で収入調定の遅れが生じないようにチェックを行うこととした。</p>
<p>② 調定の時期が適当でないもの</p> <p>ア 港湾施設の利用許可に係る使用料等の収入調定の時期が3か月以上遅れているものがあった。</p> <p>別府港2号旅客上屋</p> <p>使用料 3,479,338円</p> <p>許可日 平成29年4月1日</p> <p>調定日 平成29年9月13日</p> <p>外126件 (隠岐支庁県土整備局)</p>	<p>平成29年9月の事案発覚後、発生の経緯及び原因を調査のうえ平成29年10月に再発防止策を策定し、許可事務及び調定事務のチェックリストの記載状況、進行状況等を係長及び課長で確認することとした。</p> <p>また、新規採用職員に対して業務の一連の流れ等について理解度に応じた説明、一定程度の作業ボリュームがある業務については複数人で対応し、業務に対して組織として取り組むこととした。</p>
<p>イ 行政財産の使用許可に係る使用料の収入調定の時期が3か月以上遅れているものがあった。</p> <p>浜田漁港（漁港施設用地）</p> <p>使用料 398,300円</p> <p>許可日 平成29年4月1日</p> <p>調定日 平成29年7月18日</p> <p>外1件 (浜田水産事務所)</p>	<p>「行政財産の使用許可に係る台帳」を整備し、担当者と決裁者はもちろんのこと、課内全体で適宜、収入調定時期の状況が確認できる体制を整えた。</p> <p>申請書等関係書類を課内の誰でもいつでも確認できるように、関係書類の見える化を図った。</p> <p>今後の当該事務は、収入調定制度を十分に理解した上で行政財産の使用許可に係る手順を整理し、課内で収入調定の遅れが生じないようにチェックを行うこととした。</p>
<p>ウ 河川の占用許可に係る占用料等の収入調定の時期が3か月以上遅れているものがあった。</p>	<p>業務が特定の職員に集中し、また情報共有がなされていない、他の職員によるチェック機能が働いていな</p>

<p>三隅川 占用料 383,620円 調定すべき日 平成29年4月1日 調定日 平成29年10月17日 外300件 (浜田県土整備事務所)</p>	<p>かったことが原因であることから、許認可受付台帳や許可手続きを複数人でチェックし、見落としや誤りを防ぐほか、大口占有者の調定にあたっては早期に作業を着手する。</p> <p>進捗については毎朝の朝礼時に課内で情報を共有する。</p> <p>許可事務や会計事務について会議や講習会への参加により十分に把握して行う。</p> <p>以上の実施により事務遅延防止を図っている。</p>
<p>③ 収入の手続をしていないもの 浚渫工事によって発生した掘削土を売却する契約の契約保証金について、引渡し完了した時点で、代金の一部として振替収入すべきところ、歳入歳出外現金のまま放置していた。</p> <p>平成28年度分 1件 2,000円 平成29年度分 1件 10,000円 (浜田水産事務所)</p>	<p>事案について関係課内で情報共有し、同様な不適切事案が発生しないよう注意喚起を行った。</p> <p>定期的に歳計外現金残高を確認することとした。</p>
<p>④ 証紙のはり付けのないもの 申請手数料として、証紙が貼付されるべきところ、誤って収入印紙が貼付されていたにもかかわらず、これを受理し、消印していた。</p> <p>建設工事紛争審査会への仲裁申請 1件 85,200円 (土木総務課)</p>	<p>島根県紛争工事審査会に係る審査会手数料は島根県収入証紙で納める必要があるが、担当者の思い込みにより確認行為が不適切であったために発生した事案である。</p> <p>申請書の審査に当たってはチェックシートを作成し、複数の担当職員で確認した上、決裁時には上司により再チェックを行うよう対応している。</p>
<p>(3) 支出関係事務</p> <p>① 支払の時期が遅延し、延滞金等が発生したもの ア 職員2名の退職手当について、退職1か月経過後に支払ったため、遅延利息が発生していた。</p> <p>対象元金 216,639円 支払期限 平成29年8月31日 支払日 平成29年11月30日 遅延利息 2,700円 外1件 (人事課)</p> <hr/> <p>イ 水利権の更新(変更)許可に伴う流水占用料の還付金の支払時期が遅延し、加算金が発生していた。</p> <p>更新許可日 平成29年6月16日 還付決裁日 平成29年12月5日 還付金額 1,502,660円 還付加算金の額 12,000円</p>	<p>事案発生以降、以下の対策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期満了退職に係る事務チェックリストの作成と当該リストに基づく進捗管理の実施 ・退職者リストの複数職員による確認 ・月初日に当月任期満了退職の有無を改めて確認し、グループ内で供覧確認 <p>変更許可申請の審査時において、変更許可に伴う占用料の変更及び還付金の有無を確認するよう審査項目を追加し、審査書様式に追記した。</p>

<p style="text-align: center;">(河川課)</p> <p>ウ 電話料金について、支払期限後に支払ったため、延滞利息が発生しているものがあった。</p> <p style="margin-left: 40px;">4 月分電話料金 324円</p> <p style="margin-left: 40px;">支払期限 平成29年 5 月22日</p> <p style="margin-left: 40px;">支払日 平成29年 6 月13日</p> <p style="margin-left: 40px;">遅延利息 2 円</p> <p style="text-align: right;">(浜田教育センター)</p>	<p>今回の事項は、新規で回線料金を支払う際に、「出納員払」とするところを誤って「口座引落払」としたことにより支払いがなされず、翌月に未払いが発生している旨の通知が来てから支払ったため、遅延利息が発生した。</p> <p>今回の事項以降は料金を新規で支払う案件はないが、毎月の料金支払いの通知が「請求書」であるか「口座振替のお知らせ」であるかは必ず確認している。また、資金前渡受領者口座の残高を定期的に確認するよう努めている。</p>
<p>(4) 契約関係事務</p> <p>① 法令に違反して契約しているもの</p> <p>2か年にわたる公共事業（ゼロ国）について、執行に必要な債務負担行為の設定がないまま、平成29年度から平成30年度にまたがる契約を行った。</p> <p style="margin-left: 40px;">水産生産基盤整備事業</p> <p style="margin-left: 40px;">西郷漁港 - 5. 5m岸壁工事</p> <p style="margin-left: 40px;">契約日 平成30年 3 月27日</p> <p style="margin-left: 40px;">工期 平成30年 3 月28日～平成31年 3 月25日</p> <p style="margin-left: 40px;">外 5 件</p> <p style="text-align: right;">(隠岐支庁水産局・松江水産事務所・浜田水産事務所)</p>	<p>(隠岐支庁水産局)</p> <p>ゼロ国事業の入札を起案する際、債務負担行為の議案等を添付することをマニュアル化し、添付がない場合は入札手続を行わないよう改善を行った。</p> <p>(松江水産事務所)</p> <p>2か年以上にわたる事業の入札においては、債務負担行為の議決、及び国の交付決定通知が確認できるまで改札を行わないように改善した。</p> <p>(浜田水産事務所)</p> <p>事案について関係課内で情報共有し、同様な不適切事案が発生しないよう注意喚起を行った。起案時のチェックシートに、「工期が年度をまたぐ場合、財務承認と議案（繰越又は債務負担）は添付されているか」を追加し、チェックを実施することとした。</p>
<p>② 契約書に契約印がないもの</p> <p>G P S 首輪の物品売買契約書（2部）に所長印を押印していなかった。</p> <p style="text-align: right;">(東部農林振興センター雲南事務所)</p>	<p>契約書を作成する必要がある執行伺には公印押印チェック欄を設け、事務所としてのチェック機能の強化を図ることとした。</p>

平成29年度会計定期監査結果報告書「意見」に係る処理方針等

意 見	処理方針・措置状況
<p>1 定期監査の結果に関する意見</p> <p>(1) 内部統制体制の確立について</p> <p>今回の監査においては、昨年度に比べ指摘事項、指示事項とも大幅に増加している。</p> <p>また、その内容についても、担当職員の失念、見落としや業務への未習熟といった個人の瑕疵が、組織内で発見、是正されることなく、結果として法令違反の行為や延滞金の発生など県に損害を与える事態を惹き起こした事例が少なからず見受けられる。もとよりヒューマンエラーは不可避免的に発生するものであるが、一つのミスが重大な結果につながるものがないよう業務の適切な執行を確保する必要がある。</p> <p>折しも、今般の地方自治法改正を受け、現在、内部統制に関する体制整備が検討されているところである。</p> <p>については、内部統制体制の整備に当たっては、知事のリーダーシップのもと、事務の適正性の確保を図るための真に有効かつ効率的な取組となるように、全庁をあげて取り組まれない。</p>	<p>(人事課)</p> <p>地方自治法の改正により、都道府県及び政令指定都市において、令和2年4月より内部統制制度の導入が義務付けられており、これに向けて、全庁的な体制整備について、関係機関とともに検討を進めているところである。</p> <p>内部統制体制整備の基本的な考え方については、総務省からの助言にあるとおり、その目的は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、これを阻害する事務上のリスクを評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することである。</p> <p>当県においても、今後、令和2年4月からの運用に向け、知事を最終的責任者として職員を指揮監督するための基本方針を策定し、目的達成のために適切に業務を執行する体制の整備を進めていく。</p>
<p>(2) 会計事務の適正化について</p> <p>今回の監査において指摘、指示とした事項の多くは、収入に関しては調定遅延、債権確保のための督促状未発出、支出に関しては支払時期の遅延による延滞金発生、物品管理においては使用責任者記録簿の記載漏れ、財産管理における行政財産使用許可台帳の不備などであった。これらは、かねて監査において再三指摘し、出納局においても繰り返し注意喚起してきた事項である。</p> <p>このような状況を踏まえると、担当職員への周知や事務引継の徹底を指示するだけでは十分ではなく、所属としてのチェック機能や指導支援体制が確立されることが必要である。</p> <p>については、全庁的な内部統制の構築に併せて、各執行機関においては、所属長の責務として、生じるリスクを把握したうえで必要なチェックや支援の体制を整備し、これが有効に機能しているかを定期的に確認することにより会計事務の適正な執行の確保に努められたい。</p>	<p>(各執行機関)</p> <p>令和2年4月からの内部統制の運用開始に向け、現在、人事課と出納局において過去の不祥事例、監査委員からの指摘、監査委員との意見交換、他県での不祥事例を踏まえ、そのリスクの影響度や発生可能性を分析したうえで、リスク一覧を作成しているところである。</p> <p>今後、リスク一覧に基づき、各所属がリスクの対応策を検討し、所属としてのチェック体制の強化を図ることで、組織として事務の適正な執行を確保する体制整備を進めていく。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>会計経理の適正を図るため、複数人による確認を徹底するとともに、執行予定額30万円以上の契約については、チェック表を活用し、執行機関の各担当者が執行状況や添付書類をもれなく確認できる仕組みを構築している。</p> <p>また、所属長に対しては、その責務を自覚させるため、所属長として知っておかなければならないポイント</p>

	<p>ト等をまとめた「幹部のための会計事務の基礎知識～会計経理の適正確保のために～」という冊子を毎年度当初に作成し、各所属長に配布している。</p> <p>なお、警察では、従前から、年3回の内部監査を実施しており、警察本部会計課員が各所属（警察署を含む。）に赴き、会計書類の点検と、その結果に基づいた指導を行い、併せて適正経理に関する教養を実施している。</p>
<p>(3) 道路占用使用料等の収入調定の遅延について</p> <p>県土整備事務所の道路占用料、河川占用料、港湾施設使用料等の収入調定の遅延については、平成26年度会計定期監査において改善に取り組むよう意見を述べたところであるが、依然として収入調定が遅延しているものが多数見受けられ、このうち、調定金額が30万円以上で3か月以上遅延しているものについては指摘事項としたところである。</p> <p>については、改めて各県土整備事務所の実態を把握し、道路占用料等の調定事務の適正化を図るための措置を講じられたい。</p> <p>なお、早期に調定を行っている事務所においても、相当の時間外勤務を行って処理している状況も見受けられるので、検討に当たっては、調定準備への早期着手、所内における弾力的な業務分担の実施、繁忙期に臨時・嘱託職員の加配を行うなど、特定の職員に過度の負担が生じることのないよう十分留意されたい。</p>	<p>(土木総務課)</p> <p>土木部次長、土木総務課、本庁担当課、各県土整備事務所の部長及び課長による会議で状況の報告と今後の対応について検討を行った。年度末の更新に伴う事務の集中を軽減するため、更新件数の多い申請者との事務的な協議を早期に開始することで遅延を防止することとし、既に取り組みを始めている事務所が作成した事務マニュアルを全事務所へ配布した。</p> <p>事務処理にあたっては従来からデータベースソフトを活用しているが、利用しやすいものとなっておらず一部利用していない所属もあるため、業務が改善できるようソフトの改修を予定している。</p> <p>各所属での事務の分担にあたり、特定の者に負担が集中しないよう配慮する。また、繁忙期に臨時職員の配置を行えるよう予算を措置した。</p> <p>以上について、所属長会議、県土整備事務所部長会議等の機会を利用して周知徹底及び情報共有を図る。</p>
<p>(4) 公有財産管理事務の適正化について</p> <p>公有財産管理事務の適正化については、これまでの定期監査において繰り返し改善を求めてきたところであるが、行政財産使用許可台帳等の作成漏れ、所定の様式によっていないもの、直近の状況の記載のないものなど、不適切な処理が多く見受けられた。</p> <p>また、行政財産使用許可については、事務処理の便宜のため、多くの所属において、台帳の他、独自に一覧表を作成して活用している実態もあった。</p> <p>については、各執行機関においては、今まで以上にチェック体制を強化し、より正確な財産台帳の整備を行い、公有財産管理事務の一層の適正化を図られたい。</p> <p>また、管財課及び教育施設課にあつては、各執行所属の上記のような状況も踏まえ、行政財産使用許</p>	<p>(各執行機関、管財課、教育施設課)</p> <p>行政財産目的外使用許可の適正な管理にあたり、台帳の作成は必須であるため、公有財産管理事務研修等において、行政財産使用許可台帳が適正に作成されるよう、周知徹底を図った。</p> <p>なお、台帳には、当初許可時からの履歴を記載することにしているが、電柱類（電柱、支柱、支線等）については、許可件数が多いこと、使用料単価が法律で定められており、履歴を追う必要性が乏しいことから、台帳が未作成の所属に対しては、電柱類の許可台帳に限り、履歴の記載の省略を認めることにより、作業負荷の軽減を図ることとする。</p> <p>また、今後、公有財産管理システムを更新する際には、使用許可台帳のシステム化等により、事務の効率化を図られるよう検討したい。</p>

<p>可台帳に関する事務を効率化するための方策を検討されたい。</p>	<p>(公安委員会)</p> <p>業務の適正・効率化を推進するため、行政財産の使用許可や普通財産の貸付をエクセルベースでデータ管理しており、定期的にそのデータと財産台帳を突合・点検し、記載漏れ等のチェックを行い公有財産の適正管理を図っている。</p>
<p>2 組織及び運営の合理化に資するための意見</p> <p>備品の適正な処分について</p> <p>① 不用物品売却に当たっての競争性の向上</p> <p>監査対象期間における不用物品の売却状況は、売却点数171点で、売却金額合計7,723千円余であった。なかには、売却方法や売却先を工夫して、ネットオークションによりマイクロバスを2百万円余で売却したり、該当車両の海外での需要を念頭に見積合わせを行い、1百万円余の収入を上げるなど、想定以上の売却益を得ている事例があった。また、車両の更新に当たり、既存車両を下取りとする新旧車両の交換の一般競争入札を実施し、個別に取得、処分する場合に比して、より有利な条件で車両を更新した事例もあった。</p> <p>については、各執行機関においては、ネットオークションや競争入札の積極的活用、あるいは、ニーズを踏まえた適切な業者選定による見積合わせなど、より効果的な売却方法を検討されたい。</p> <p>また、下取り備品との交換契約の手法による備品取得は、国や他県において、既に制度化して実施されているところであり、出納局においては、所要のマニュアルや標準契約書の整備について検討されたい。</p> <p>② 売却に関する情報の提供</p> <p>使用不可能な備品についても、材質や数量によっては、スクラップ等として売却可能なものも存在するが、多くの所属では、売却の実績がなく、買取価格の相場や売却先に関する情報を持たないことから、売却可能性を事前に検討することなく、前例に従い廃棄している事例もあった。</p> <p>については、出納局においては、売却可能性のある備品の処分に関して、売却実績、売却方法、取扱業者等の情報を収集し、売却可能性や売却方法について、わかりやすく情報提供することを検討された</p>	<p>(各執行機関、出納局)</p> <p>不用物品のより効果的な売却方法については、売却金額、売却方法、売却先等の情報提供を行い適切な備品の処分について周知した。</p> <p>また、下取り備品との交換契約の手法による備品取得については、国における制度の考え方や他県の実施状況を確認し、今後のニーズも踏まえ研究していきたい。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>入札の競争性を確保するため、売却予定金額に応じて複数人から見積りしており、見積書徴取先は、暴力団排除の徹底を図るため、「島根県の発注する物品の売買、借り入れ等に係る入札の参加資格者名簿」の中から選定している。</p> <p>(出納局)</p> <p>平成29年度及び平成30年度上期における各所属の不用物品売買実績を調査し、各所属に対して売却金額、売却方法、売却先等の情報提供を行った。</p>

い。

③ 一元的な売却等への取組

公用車の処分について、警察本部においては、本部に対象車両14台を集約し、見積合わせにより売却し、総額837千円、一台当たり59,700円余の売却収入を上げている。

一方、その他の部局では、マイクロバスなど合計7台を売却しているものの、他の80台は、一部のスクラップ収入を差し引いても、車両1台当たり約12,800円の費用を支出して処分している。

については、公用車の処分経費を収益に転換し、併せて各機関の処分に要する事務負担を軽減する観点から、出納局においては、全庁的な公用車の一元的売却について検討されたい。

また、本庁においては、毎年度多くの備品あるいは消耗品を産業廃棄物等として個別に各所属が廃棄しているが、契約手続が煩瑣である上、鉄くずについては一定の重量があれば売却可能なものである。

については、本庁において、対象備品等の範囲を定めて一括売却又は廃棄処分することについても併せて検討されたい。

(出納局)

全庁的な公用車の一元的売却については、保管場所の確保や維持管理等の課題があるが、廃棄処分とあわせ、引き続き検討していきたい。

なお、各機関の処分に要する事務負担を軽減する観点から、車両や備品を不用決定した際の売却又は廃棄の手続きについてフロー図を用いてわかりやすく周知した。

また、備品の一括売却又は廃棄処分については、備品等の範囲を定めることが可能であるか引き続き検討していきたい。

島根県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成30年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県教育委員会教育長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和元年10月25日

島根県監査委員	須	山	隆
同	山	根	成 二
同	大	國	羊 一
同	後	藤	勇

平成30年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>I 総括</p> <p>(1) 団体に対する意見</p> <p>ア 萩・石見空港の利用促進と観光振興等との連携について</p> <p>萩・石見空港の利用促進にあたっては、基礎的需要の創出とともに、空港周辺の地域資源を活用した観光振興等との連携が重要である。</p> <p>今回の監査では、これに関係する萩・石見空港利用拡大促進協議会、(公社)島根県観光連盟、島根県芸術文化センター指定管理者の(公財)しまね文化振興財団、しまね海洋館指定管理者の(公財)しまね海洋館の事業内容を確認した。</p> <p>その中で、石見地域の振興を図る上で、萩・石見空港をはじめとする交通利便性の確保(二次交通の確保を含む。)と、それと関連する観光振興や空港周辺の集客施設の事業が密接に連携していくことの重要性を再認識したところである。</p> <p>これまで、各種対策会議の設置や関係団体間における連絡調整などが行われてきたところであるが、より効果的な事業を実施するためには、事業計画の策定段階から団体間で事業内容などの情報共有を行うことが必要である。</p> <p>については、各団体においては、事業計画の策定にあたって他団体や関係市町と積極的に相互連携を図り、効率的かつ効果的な事業を実施し、石見地域の振興に努められたい。</p>	<p>ア 萩・石見空港の利用促進と観光振興等との連携について</p> <p>((公財)しまね海洋館)</p> <p>平成27年2月から萩・石見サポーター企業に登録し、関東エリアなどへの出張時には空港を出来るだけ利用するようにしている。</p> <p>また、協議会から送付される利用案内などを職員に周知させ、情報共有することにより利用拡大に努めている。</p> <p>島根県観光連盟が発行し萩・石見空港利用者に配布されている「萩・石見ぶらり手形」の利用提携施設に加盟している。</p> <p>全国会議等の招致について、当館が加盟している(公社)日本動物園水族館協会(150園館加盟)では、各種会議を加盟園館の持ち回りで開催しており、これらを積極的に誘致し萩・石見空港の利用促進に寄与したい。</p> <p>(近年の実績：H29.11月 約200名)</p> <p>(萩・石見空港利用拡大促進協議会)</p> <p>萩・石見空港の利用が見込まれる集客事業については、これまでも事前に関係団体と必要な調整を行っているが、今後は、これまで以上に効率的かつ効果的な事業実施が図られるよう、より早い段階からの積極的な情報収集や相互連携に努めていく。</p> <p>((公財)しまね文化振興財団)</p> <p>島根県芸術文化センター「グラントワ」は、萩・石見空港利用者の石見美術館入館料が割引となる「萩・石見ぶらり手形」等での連携のほか、指定管理者が行う劇場事業でも、県外から出演者や講師を招聘したり、観光オフシーズンとなる冬場に、全国から数百名の参加者が訪れる合唱の祭典「グラントワ・カンタート」を企画するなど、空港を活用した交流人口の拡大を図っている。</p> <p>また、大型連休やお盆、年末年始等、年間を通して観光客や帰省客等の期待に応えるセンター誘客事業を数多く実施し、更にはグラントワだけでなく周辺地域の魅力を発信してもらうプロガーツアーを企画するなど、益田市、石見観光振興協議会、益田市石見神楽公演事業実行委員会、石見神楽広域連絡協議会や石見ツーリズムネット等と連携した観光振興の取組みを進めている。</p>

イ 観光関連団体が相互に連携した観光振興について

県内には、国宝の出雲大社・松江城・神魂神社、世界遺産の石見銀山、隠岐ユネスコ世界ジオパークなど魅力ある地域資源が数多く存在し、これらの地域資源を活用した観光振興が重要である。

これまで、今回監査を行った（公社）島根県観光連盟や神話の国縁結び観光協会などが県の観光振興施策と連携しながら、旅行商品の創出や様々なメディアを活用したPRなど

（公社）島根県観光連盟

当連盟では県からの補助金を財源とした「萩・石見空港を活用した誘客促進事業」を平成26年度から継続して実施しており、事業の構築・実施に当たっては、各種対策会議や連絡会議等を通じて各団体間の情報共有を行っている。

〈実績の推移〉

個人型旅行 団体型旅行（受注型）

平成26年度	3,712席	取組みなし
平成27年度	4,663席	取組みなし
平成28年度	5,125席	取組みなし
平成29年度	6,251席	1,365席
平成30年度	10,534席	1,658席

〈現在の取組み〉

個人型旅行による利用促進は、平成30年度は県の補助金増額によりレンタカー利用商品等への助成強化を行うとともに、メディア系旅行会社に対し萩・石見空港利用拡大促進協議会と同行セールスを行い、フリープラン商品の造成と販売強化につなげたことで販売実績を大幅に伸ばすことができた。

平成29年度から取り組む団体型旅行による利用促進は、同種の事業を実施する石見観光振興協議会と平素から情報共有を密にし、対象とする旅行会社の分担や旅行会社への補助金の重複等が発生しないよう注意している。

平成31年度事業計画策定に当たっても、関係団体との情報共有を進めながらターゲットをすみ分けるとともに、取りこぼしを起さないよう関係団体の補充も行う計画を策定し、現在、事業を進めている。

また、今年度は萩・石見空港利用拡大促進協議会と協議し、これまで実施していなかった萩・石見空港のレンタカー会社への直接助成を当連盟から行い、旅行会社以外のチャネルを通じた利用促進を進めている。

今後も他団体や関係市町と連携を図り、事業計画の内容を充実させたいと考えている。

イ 観光関連団体が相互に連携した観光振興について

（公社）島根県観光連盟

当連盟は県の観光施策の中で、当面は国内からの観光誘客を所掌するものと整理され、インバウンド誘客については山陰インバウンド機構及び県で取組みが進められている。

現在、当連盟では、公式ホームページ「しまね観光ナビ」を通じた観光情報の収集・発信、旅行会社への助成制度や説明会開催と個別訪問セールスによる各種旅行商品の造成・販

により県内外からの誘客を促し、観光を振興してきた。

また、近年、観光地域づくりの新たな舵取り役となる日本版DMO（地域において官民一体で観光地と地域資源の一体的なブランド開発を推進する組織）の（一社）山陰インバウンド機構が設立され、国内外に向けて山陰両県の観光情報を発信し、観光プロモーションを行っている。

それぞれの団体の基本的な役割・機能は異なるところであるが、活用する地域資源は共通していることから、団体間で連携し、それぞれの団体の特性に応じた役割分担の中で一体的に観光振興を行っていく必要がある。

ついでには、各団体においては、事業計画の情報共有を行うなど相互に連携を図り、県の財政支援が効率的かつ効果的に機能するよう、観光振興に取り組まれない。

促支援、萩・石見空港を活用した誘客、MICEや教育旅行の誘致、テレビ・映画などのロケ誘致、マスメディアへの取材協力などに取り組んでいる。

これらの事業展開に当たっては、活用する観光素材を有する自治体や観光協会、民間事業者に加えて、広域的な観光推進組織である「神話の国縁結び観光協会」「雲南広域連合」「隠岐観光協会」「石見観光振興協議会」との情報共有と連携が不可欠である。

こうした考え方をより一層事業計画に反映するため、今年度の役員改選において、各地域の観光施策に責任を持つ、自治体の部・課長や広域組織の事務局長に理事に就任していただいた。

また、実務面では平成30年度から始まった「島根フィルムコミッションネットワーク会議」の事務局として、各広域団体による取材やロケへの支援状況について、2月に1度、当連盟で取りまとめを行い、県及び各団体と情報共有する体制を整えたところである。

なお、インバウンドに関しては、平成28年度から実施している職員の県観光振興課国際観光グループへの研修派遣を継続するとともに、山陰インバウンド機構が主催するマーケティングセミナー等に当連盟職員も参加して情報収集を続けており、今後、大きな伸びが期待できるインバウンドマーケットの取り込みにも当連盟が貢献できるよう、経験と情報収集を積み重ねている。

（神話の国縁結び観光協会）

当協会は、県東部の3市に神話ゆかりの地や観光地が多く、それを誘客に結びつけるため、平成17年5月に設置された。当初から首都圏や大都市圏のF1層（20歳～34歳の女性）をメインターゲットにし、観光情報の発信と広域観光商品企画を事業の柱として取り組んできた。

限られた財源を効果的に利用する視点からも他団体との連携は重要と考えており、県、3市、3観光協会とともに、必要に応じ情報共有や事業の共同実施を行っている。

島根県観光連盟が主催する観光情報説明会等の機会をとらえ、営業活動を行うとともに情報共有を図っている。

また、山陰インバウンド機構が開催する研修会に参加し、情報収集を行っている。

今後も引き続き、情報共有及び連携を積極的に図っていききたい。

（一社）山陰インバウンド機構

	<p>関連団体との連携について、島根県観光連盟は当機構のオブザーバーであるため、総会や理事会の際に事業計画や事業実績を報告するほか、毎月当機構が発行するインバウンドニュースを配信するなどし、定期的な情報共有に努めている。</p> <p>また神話の国縁結び観光協会とは、当機構主催の商談会を開催する際には、地元観光事業者の募集の取りまとめ、当日の運営補助を依頼している。また、視察ツアーの受入先の手配を依頼するなど、商品造成に向けた取組みでの連携を進めていく。</p> <p>これらに加え、以下の取組により関連団体との情報共有を行い、引き続き効率的な事業執行に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両県課長会議 執行状況の確認や今後の取組方針の協議 (2か月に1回程度以上) ・DMO連絡会議 県下各地域のDMOとの情報共有 ・両県プロモーション会議 事業の進捗状況や今後の進め方等の協議 (1か月に1回) ・インバウンドセミナー 山陰のインバウンドの状況や国の動向、外国人観光客の動向等について情報共有 ・観光関連団体総会等での方針・事業説明 観光関連事業者等の総会などを活用した意見交換や情報共有
<p>(2) 所管課に対する意見</p> <p>ア 萩・石見空港の利用促進と観光振興等との連携について</p> <p>団体に対する意見で述べたように、石見地域の振興を図る上で、萩・石見空港をはじめとする交通利便性の確保と、それと関連する観光振興や空港周辺の集客施設の事業との連携は大変重要である。</p> <p>については、各団体の所管課（しまね暮らし推進課、交通対策課、観光振興課、文化国際課）においても、施策の計画段階から関係課の間で調整を行うとともに、各団体へ補助金等の財政支援を行うにあたっては、関係団体間で連携を図るよう協力を求められたい。</p>	<p>ア 萩・石見空港の利用促進と観光振興等との連携について（しまね暮らし推進課）</p> <p>しまね海洋館においては、かねてより、関係団体との連携などにより、萩・石見空港の利用促進を図られているところであるが、改めて関係団体間で連携を図るよう協力依頼を行った。</p> <p>(交通対策課)</p> <p>関係各課とは、予算編成作業時などにヒアリングを行うなど、施策の計画段階から必要な調整を行ってきている。</p> <p>団体に対しては、これまで以上に効率的かつ効果的な事業実施が図られるよう、より早い段階からの積極的な情報収集や相互連携に努めるよう求めていく。</p> <p>(文化国際課)</p>

イ 指定管理期間中における指定管理料の見直しについて

今回監査を行った、しまね海洋館、島根県民会館、島根県芸術文化センター、三瓶自然館及びその附属施設、八雲立つ風土記の丘の指定管理については、通常5年である指定管理期間を企画展等の計画的な展開、専門的な人材の育成などの観点から8年としている。

この期間中の指定管理料については、基本協定書において、状況の変化等を考慮して指定管理開始日から4年を経過した後に、6年目以降の件費単価や光熱水費等の変動経費の見直しを行うこととされている。

光熱水費等の変動経費の見直しについては、人事課・財政課が制定している「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」に基づいて直近の実績等を踏まえて再計算することになるが、指定管理者からは、経営努力による経費の節減が評価されないのではないかとの懸念が示された。

については、これらの施設の所管課（しまね暮らし推進課、文化国際課、自然環境課、文化財課）、人事課及び財政課においては、指定管理料の見直しにあたっては、指定管理者と十分な協議を行い、指定管理者の経費の節減努力を評価する仕組みや工夫を検討されたい。

現在も石見美術館で開催される各企画展やイベント等の情報提供を行っているが、今後も関係各課と連携を図れるよう早い段階での情報共有に努める。

(観光振興課)

底堅い基礎需要を創出するためには、政策課題への取組みによる利用促進が重要であるため、事前に予算要求内容を政策企画監室、交通対策課と調整している。

また、萩・石見空港東京利用促進対策会議において情報発信班や誘客班など目的に応じた班分けを行い、平素の実施段階においても綿密に連携を図っている。

イ 指定管理期間中における指定管理料の見直しについて

(しまね暮らし推進課)

指定管理料の見直しに当たっては、財政課から示された指定管理料の設定の考え方を踏まえ積算している。維持管理経費については、指定管理者に必要な額を聞き取り、見直しを行っている。

(文化国際課)

指定管理料の見直しに当たっては、ガイドライン変更についての説明・協議の場を設け、指定管理者と現状確認を行いながら取り組んだ。

(自然環境課)

指定管理者との日頃の協議や意見及び現状等を踏まえ、制度を所管している人事課へ意見を伝えるとともに、事情変更に伴う指定管理経費の増について、財政課と協議を行った。

その他、ガイドライン及び人事課、財政課、管財課の指示に基づき、指定管理料の見直しを行った。

(文化財課)

指定管理料の見直しに当たっては、財政課から示された指定管理料の設定の考え方を踏まえ積算しており、維持管理経費については、指定管理者と現状確認を行いながら見直しを行った。

(人事課及び財政課)

令和2年度の指定管理者の募集に向け、各所管課に対し、ガイドラインの運用に関して管理実態を踏まえた意見の照会を行った。

そこでの意見を踏まえ、光熱水費について、従来は直近の

	実績等を踏まえて積算していたものを、自己努力による経費節減を評価するため、前回の積算額に外部要因となる物価指数を反映する積算方法に見直しを行った。
<p>II 個別</p> <p>1 21世紀出雲空港整備利用促進協議会 (所管課：交通対策課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 出雲空港の利用促進について</p> <p>協議会では、これまで利用者が減少する冬期の空港利用につながる旅行商品の造成など観光振興とセットにした利用促進対策や航空運賃の低廉化、新規路線開設に向けた要望活動等に取り組んできた。</p> <p>これらの取組みにより、平成29年度の利用者数が過去最大となるとともに、静岡線及び仙台線の新規路線が開設されるなどの成果が見られたところである。</p> <p>今後は、東京線の航空運賃が山陽側に比較して高いこと、福岡線の最終便の時間が早いことなどの課題への対応、さらに、インバウンド等の観光需要の取込みや新規路線の維持、拡大等が求められる。</p> <p>ついでには、航空運賃の低廉化やダイヤの改善による利便性の向上、観光振興施策とセットにした利用促進、将来的な定期便の就航も視野に入れた国際線の誘致などに引き続き取り組まれない。</p> <p>(2) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 出雲空港の利用促進について</p> <p>団体に対する意見で述べたように、利便性の向上や観光振興策とセットにした利用促進対策等に引き続き取り組まれない。</p>	<p>① 出雲空港の利用促進について</p> <p>平成30年度の出雲空港利用者数は、利用促進対策の効果や、新規路線の開設、大阪線の機材のジェット化もあり、開港以来初めて100万人を突破した。</p> <p>今後も県と情報共有を行い、県の観光施策と連携した効果的な利用促進を図る。</p> <p>また、航空運賃の低廉化やダイヤ改善、国際線の誘致についても、県とともに引き続き航空会社へ働きかけを行っていく。</p> <p>① 出雲空港の利用促進について</p> <p>毎年度取り組んでいる利用促進対策等の効果もあり、平成30年度の出雲空港利用者数は、開港以来初めて100万人を突破した。定期路線も、近年、名古屋線の復活、静岡線・仙台線・神戸線の開設と、新たな就航が続いている。</p> <p>今後も、観光振興課や21世紀出雲空港整備利用促進協議会と情報共有・連携を行い、効果的な利用促進を図る。</p> <p>また、航空運賃の低廉化についても、21世紀出雲空港整備利用促進協議会とともに、引き続き航空会社へ働きかけを行っていく。</p>
<p>2 萩・石見空港利用拡大促進協議会 (所管課：交通対策課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p>	

<p>① 萩・石見空港の利用促進について</p> <p>高速道路などの高速交通ネットワークの整備が遅れている県西部地域にとって、航空路線の維持は、産業や観光の振興、定住促進など地域の活性化に不可欠である。</p> <p>協議会は、国土交通省が募集した羽田発着枠政策コンテストで認められた東京線の2往復運航の維持と平成23年から夏季期間限定運航となった大阪線の定期運航化に向けて、航空会社や県等と連携して利用促進に取り組んできた。</p> <p>こうした取り組みにより、東京線の平成29年度利用者数が過去最大となるとともに、東京線の2往復運航も平成32年3月まで更に2年間延長されるなどの成果が見られたところである。</p> <p>については、東京線の2往復運航の定着化を図るため、県関係部局や地元と連携した産業及び観光の振興、地域振興等による首都圏からの入込客の増加やビジネス利用の更なる拡大など、安定した需要確保対策などに引き続き取り組まれない。</p>	<p>① 萩・石見空港の利用促進について</p> <p>萩・石見空港利用拡大促進協議会では、東京線の2往復運航の継続と大阪線の定期便運航再開を目指し、萩・石見空港東京線利用促進対策会議や航空会社（ANA）等と連携した利用促進の取り組みを行っている。</p> <p>特に、東京線の2往復運航については、令和2年3月以降の継続に向け、産業振興等の政策課題への取り組みを空港利用に結びつけていくことや、都市間交流や関係人口創出などの新たな仕組みづくりにより、安定した需要の創出に努めている。</p> <p>引き続き、萩・石見空港東京線利用促進対策会議を中心とした関係機関との連携強化を図ることで、効果的な利用促進策を実施していく。</p>
<p>(2) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 萩・石見空港の利用促進について</p> <p>県においては、東京線の2往復運航維持に向けて、山口県や協議会、島根・山口両県の商工・観光団体が参画する萩・石見空港東京線利用促進対策会議の設置や専任次長の配置、萩・石見空港利用促進対策室の設置など体制を強化し、関係団体、全庁をあげた利用促進対策に取り組んでいる。</p> <p>団体に対する意見で述べたように、東京線復便運航の定着化を図るため、羽田発着枠の期間延長を好機と捉え、団体の利用促進対策への支援を行うとともに、県関係部局や地元と連携した産業及び観光の振興、地域振興等による首都圏からの入込客の増加やビジネス利用の更なる拡大など、安定した需要確保対策に引き続き取り組まれない。</p>	<p>① 萩・石見空港の利用促進について</p> <p>2往復運航の定着には、利用助成に頼り過ぎず、経済活動や都市間交流などによる需要を増やすことが必要である。</p> <p>そのため、団体が実施する利用促進対策への支援を継続しつつ、萩・石見空港東京線利用促進対策会議を中心とした広域連携による観光誘客や、企業誘致等の各種施策を空港利用に結びつける取り組みにより、安定した需要の創出に繋げていく。</p>
<p>3 一畑電車沿線地域対策協議会（所管課：交通対策課）</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 一畑電車の利用促進につながる効果的な取り組みの実施について</p> <p>一畑電車の運行維持にあたっては、協議会は、一畑電車支援計画に基づいて鉄道施設の整備に係る費用を負担し、一畑電車（株）は、啓発・宣伝や利用促進などに取り組んできた。</p> <p>これまでの取り組みにより、新型車両の導入や線路・電路の</p>	<p>① 一畑電車の利用促進につながる効果的な取り組みの実施について</p> <p>一畑電車沿線地域対策協議会では、沿線住民の日常生活に必要な一畑電車の運行を維持・支援するため、平成23年度に10年間の支援計画（平成23年～令和2年度）を策定し、この計画に基づき、新型車両の導入や線路・電路の整備、利用促</p>

<p>整備が進み、列車運行や災害に対する安全性の向上、快適性（乗り心地）の向上、柔軟な運行による利便性の向上、経費削減などが図られつつある。</p> <p>今後も、目標である年間140万人の利用者の確保ができるよう、必要な鉄道施設の整備に併せて、一畑電車（株）や沿線自治体とも連携しながら効果的な取組みを進められたい。</p>	<p>進などに取り組んでいる。</p> <p>引き続き、目標である年間140万人の利用者の確保ができるよう、協議会を構成する県、松江市、出雲市、一畑電車（株）で協力し、計画的かつ効果的な取組みを進めていく。</p>
<p>4 （公財）しまね自然と環境財団 （所管課：自然環境課、環境政策課）</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 観光での活用等について</p> <p>三瓶自然館の入館者数は、平成29年度は約11万5千人で、ここ10年間で最多となった平成25年度の約16万2千人をピークに、その後減少傾向にあり、また、附属施設の三瓶小豆原埋没林公園の入園者数は、近年2万人前後で推移している。</p> <p>このような中、平成28年7月、環境省の国立公園湖契プロジェクトのモデル公園の1つとして大山隠岐国立公園が選定されたことを受け、県においては、三瓶自然館をその中核施設として位置づけ、ビジターセンター機能の強化を図っていくこととした。</p> <p>また、2020年の春には、三瓶山において全国植樹祭が開催されることになっており、それに向けた準備と併せ、関係機関との連絡調整も重要となってくる。</p> <p>については、これらを契機に、国の施策、県や大田市の観光振興施策の動向に注視しつつ、三瓶自然館及びその附属施設の利便性や魅力の向上に努めるとともに、観光面においても積極的な活用を図られたい。</p>	<p>① 観光での活用等について</p> <p>平成28年度、環境省の国立公園湖契プロジェクトに大山隠岐国立公園がモデル公園として選定され、国立公園の観光における活用に取り組んでおり、三瓶自然館を当プロジェクトの中核施設として位置づけ、本館・新館の展示設備やフィールドセンターのリニューアル、三瓶小豆原埋没林公園のガイダンス施設の整備を令和2年の全国植樹祭までに実施する。</p> <p>今後も情報発信拠点として、国、県や大田市の観光部局、その他関係団体と緊密に連携し、訪日外国人をはじめとした観光客の誘致に積極的に取り組む。</p>
<p>5 （公財）島根県障害者スポーツ協会 （所管課：スポーツ振興課）</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 障がい者スポーツの普及・支援事業の充実について</p> <p>協会は、障がい者スポーツの普及、振興を図る県内の中核的な団体であり、県の委託を受けて、全国障害者スポーツ大会への選手派遣や島根県障がい者スポーツ大会の開催等の事業を実施している。</p> <p>また、基本財産の運用益や賛助会員の会費等の自主財源により障がい者スポーツの普及と活動支援を行っているほか、基本財産の一部を取り崩してトップアスリートの強化支援</p>	<p>① 障がい者スポーツの普及・支援事業の充実について</p> <p>トップアスリート強化支援事業は、平成27年度から基本財産を取り崩して実施しており、本年度で5年目となる。本年度は評議員会において、さらに1,150千円を取り崩しての事業実施が承認された。</p> <p>本事業における基本財産取崩しについては、平成27年度から5年間の実施計画により実施しているところであり、本年度1,150千円の取り崩しを行った場合、合計で5,850千円を取</p>

<p>事業を実施している。</p> <p>障がい者スポーツの活動支援では、地域において障がい者スポーツの普及に取り組む諸団体の活動費の一部を助成しているが、これらの団体の活動は、地域における障がい者スポーツの裾野の拡大に寄与するものである。</p> <p>近年、障がい者スポーツにおいては、スポーツ大会の参加者が高齢化、固定化し、また、大会参加者数が減少傾向にある。</p> <p>これらの課題の解決には、障がい者スポーツの普及に取り組む諸団体への長期的な活動支援が必要と考えるが、活動費の助成については、現在の協会の限られた自主財源では諸団体の要望に必ずしも十分に応えられていない。</p> <p>については、長期的な視点に立った障がい者スポーツの普及・支援事業を推進し、その取組みを持続可能なものにするため、基本財産の運用益や賛助会員の会費等の確保に努めるとともに、安定的な財源として基本財産の更なる取崩しについても検討されたい。</p>	<p>り崩しての事業実施となる。</p> <p>前述計画における基本財産取崩しによる事業実施は本年度が最終年度となるため、本年度中に次期計画を策定予定であり、現在実施しているトップアスリート強化支援事業は継続を予定している。</p> <p>その他、2029年に開催が内々定した全国障害者スポーツ大会に向けての、選手及びチームの強化・育成を見据えた事業について、既存の地域における障がい者スポーツ活動支援事業を強化しつつ、あわせて新たに組みこむべき事業を県、各競技団体等と調整の上進めることが必要であると考えており、基本財産の取り崩しによる資金の確保も検討していく予定である。</p> <p>あわせて、資金の確保とともに障がい者スポーツの普及・啓発を図るため、賛助会員への呼びかけを更に強化したい。</p>
<p>6 (公社) 島根県観光連盟 (所管課 : 観光振興課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 隠岐地域及び石見地域の観光振興の取組みについて</p> <p>平成28年度に実施した財政的援助団体等監査の報告書において、観光振興施策の効果が全体的に波及するよう取組みを求めた。</p> <p>平成29年の島根県観光動態調査結果では、出雲地域においては、松江城の国宝指定の効果が平静化したことなどにより観光入込客数が減少したものの、出雲大社の大遷宮以前より高い水準を維持している。</p> <p>一方、隠岐地域及び石見地域においては、隠岐ユネスコ世界ジオパーク、世界遺産の石見銀山などの地域資源や萩・石見空港を活用した観光誘客対策の効果が十分に得られていないことから、これらの地域への観光入込客数は、依然として低い水準にある。</p> <p>については、隠岐地域及び石見地域における観光誘客対策を検証し、県の財政支援が効果的に機能するよう、地域の観光関連団体とも連携して観光振興に取り組まされたい。</p>	<p>① 隠岐地域及び石見地域の観光振興の取組みについて</p> <p>隠岐地域及び石見地域においては、国内外に通用するポテンシャルの高い観光素材が数多く存在しているが、現地への交通アクセスや分散する観光ポイントをつなぐ2次交通が不足していることもあり、現状では観光誘客の増進に苦慮している。</p> <p>こうした中、平成29年度事業において、地域の観光振興事業に明るい(株)井門観光研究所に、現地調査を踏まえた「石見地区の観光振興に向けた提言」を委託し、石見観光振興協議会や民間事業者とともに石見地域の観光の「強み」と「弱み」について勉強会を行った。</p> <p>これにより、マストツーリズムに偏らず関係人口も含めた「ソーシャルツーリズム」を取り入れること、空港や道路などの基幹インフラの維持のためには大手旅行会社等によるマストツーリズムが有効であるが、石見地域のブランディングには首都圏のクリエイティブクラスに響く、ここでしかない本物の「食」「体験」の活用と、「人」の資源化や創業支援を行うこと、また「産学金官」が連携した温泉地の再生などに取り組むことが、条件が不利な石見地域において必要であるとの指摘を受けた。</p> <p>これを踏まえて、当連盟では、民間組織「石見ツーリズム</p>

<p>(2) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 隠岐地域及び石見地域の観光振興の取組みについて</p> <p>団体に対する意見で述べたように、隠岐地域及び石見地域における観光振興について、団体と連携してより効果的な施策に取り組まれない。</p>	<p>ネット」の活動支援や、「萩・石見ぶらり手形」と「石見の神楽めしクーポン」による石見地域への回遊促進を継続するとともに、新たに高津川流域の「食」を活かした「フードツーリズム」による誘客の試みを、関係団体の協力を得ながら平成30年度から今年度にかけて実施している。</p> <p>隠岐地域の観光誘客については、都市圏の旅行会社による隠岐地区の単独パンフレット商品の造成と販売促進支援を継続しているが、今年度から、今後増加が見込まれるWEB商品の造成支援と販売促進にも力を入れる。</p> <p>隠岐地域における、さらなる取組みについては、石見地域の成果を踏まえて検討を進めていきたいと考えている。</p> <p>① 隠岐地域及び石見地域の観光振興の取組みについて</p> <p>石見地域については、日本遺産に認定された石見神楽や世界遺産石見銀山など豊富な地域資源や萩・石見空港を活用した観光誘客対策の効果が十分に得られるよう、施策の実績や成果を分析したうえで、事業構築を行う。</p> <p>隠岐地域については、都市圏の旅行会社やWEB商品の造成支援を実施していくとともに、隠岐支庁県民局及び隠岐観光協会による「隠岐諸島における今後の観光振興のあり方に関する検討業務」の内容を踏まえ、新たな取組みについても検討するなど、いずれの事業についても予算要求段階から連携を行う。</p>
<p>7 神話の国縁結び観光協会（所管課：観光振興課）</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 観光振興の継続的な取組みについて</p> <p>協会は、「縁結び」をテーマに出雲路の広域観光を促進するため、観光情報の発信や広域観光商品の企画などの事業を実施してきた。</p> <p>これらの取組みは、出雲大社の大遷宮、中国横折道尾道松江線の全線開通、松江城の国宝指定などの効果もあり、圏域内の観光入込客数の増加に寄与したが、今後は、現在の高い水準での観光入込客数を維持するため、「縁結び」ブランドによる観光振興の継続的な取組みが必要となってくる。</p> <p>ついで、県の財政支援がより一層効果的に機能するよう、引き続き旅行業者を通じた観光誘客に努めるとともに、WEBサイトやSNS（social networking service）を活用して時宜を得た観光情報を発信するなど、多様な旅行</p>	<p>① 観光振興の継続的な取組みについて</p> <p>県の財政支援が一層効果的に活用できるよう実施事業を精査して取り組むとともに、WEBサイトやSNSを効果的に活用し、多様なニーズに対応する。</p> <p>具体的には、メインターゲットであるF1層の検索方法が、PCのWEBサイトからスマートフォンを使った画像検索に移行してきており、若年層への影響力が一定数あるインフルエンサーを活用した事業展開を検討する。</p> <p>また、従来文字情報中心で構成していたWEBサイトを改め、写真でイメージを伝えるとともに、公共交通での移動を考慮したモデルコースの提案等、利用者目線の情報を提供する。</p>

<p>者ニーズに対応した観光誘客に取り組まれない。</p>	
<p>8 山陰デスティネーションキャンペーン協議会 (所管課：観光振興課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 山陰デスティネーションキャンペーンの評価と活用について</p> <p>山陰デスティネーションキャンペーンは、平成30年7月から9月までの期間に限定して行われたものであるが、このキャンペーンに併せて山陰両県をつなぐ新たな観光列車が運行開始するなど、官民一体となった事業効果があったところである。</p> <p>このキャンペーンについては、独自の観光入込客数の数値目標は設定されていないが、しまねの観光認知度調査において、観光PR活動の一つとして認知度の設問が設定されていることから、この結果などを踏まえてキャンペーンの評価を行い、今後の観光振興施策に活かしていくことが重要である。</p> <p>については、県においては、これまでも関係団体との情報共有や関係事業の一体的な運用などの取組みを進めてきたところであるが、引き続き関係団体間での連携を図り、全国的な認知度向上のため、より効果的な事業の実施に努められたい。</p>	<p>① 山陰デスティネーションキャンペーンの評価と活用について</p> <p>平成30年7月から9月にキャンペーンを実施したが、令和元年7月から9月には山陰デスティネーションキャンペーンアフターキャンペーンを実施することとしており、引き続き関係団体間での連携を図り、観光誘客に取り組んでいる。</p>

島根県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、島根県知事及び島根県教育委員会教育長から平成29年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和元年10月25日

島根県監査委員	須	山	隆
同	山	根	成 二
同	大	國	羊 一
同	後	藤	勇

平成30年度 包括外部監査結果報告書における指摘・意見について

1 包括外部監査の特定事件

商工労働部における補助金の事務執行及びK P I の設定とそのフィードバックについて

2 包括外部監査の結果に基づく措置等

次のとおり

平成 30 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の内容

テーマ 商工労働部における補助金の事務執行及びKPIの設定とそのフィードバックについて

指摘事項・意見・改善提案	処理方針・措置状況
<p>補助金事務全体に対する事項</p> <p>【意見】</p> <p>県は、補助金事業完了時点において、島根県会計規則第70条の5に則って検査を実施し、検査員が作成した検査調書の原本を保管している。検査調書には検査の結果のみが記載されており、具体的な手続やチェックの証跡等が記された資料等、検査の結論に至る経緯や根拠等を示す資料が保管されていないものが多く、本監査において、検査調書の合理性について確認できないことがあった。当該検査員が検査を行った際の資料の保管は県の規則上義務化されていないため法令違反ではないが、次の点について実務上の弊害があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らの監査結果の証跡を一定期間保管しない場合、所属上長や関係機関、内外の監査の局面等において対応ができない。 ・検査資料の保存は、次年度以降の検査担当者の参考ともなるべきところ、当該資料がないと毎回検査担当者の手続が共通化・標準化されず、ノウハウの継承にも支障が生じ、属人的な手続きとなってしまう。 <p>本監査において、要徴求資料の不備や形式的な要綱違反などが後述のとおり発見されていることから、検査の実効性が問われることになる。また、事務執行上の効率性から、検査担当者と事務執行担当者が同一人物であることも多く、この点も上記の一因となっている可能性がある。</p> <p>一方、一部には検査の手続書やチェックリスト等を具備し、毎年度担当者が引き継いで検査を行っているケースもあり、手続が統一されていない印象も受けた。</p> <p>このため、実際の検査の運用については、上記を踏まえた必要最低限の手続を全補助金で共通化し、調書を少なくとも1年間は保管する等の実務上の措置を検討されたい。</p>	<p>(商工政策課)</p> <p>検査調書の合理性を担保できる書類の保管、実効性のある検査をするための検査担当者の選定、検査の手続書やチェックリスト等の具備など、必要最低限の手続きを整理し、部内で共有した。</p>

<p>【意見】</p> <p>補助金交付要綱に「補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書により速やかに知事に報告しなければならない。」とされている場合があるが、関係資料を査閲したところ、県は当該報告書の徴求を行っていないことがある。</p> <p>この点、県は「補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合」に該当していない場合には提出は不要とする運用を行っているため徴求をしていないとのことであるが、特に交付先が消費税の課税事業者である場合には当該補助金を実質的に補助対象経費を超えて支給されることにもなりかねないため、より厳格に管理すべきである。例えば、全事業者にフローチャートの提出をさせて簡便的に確認し、該当する場合に「消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書」の提出を義務付ける等の手続の導入を検討されたい。</p>	<p>(商工政策課)</p> <p>補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確認・返還手続きについて、提示のあったフローチャート等を参考に、必要最低限の手続きを整理し、部内で共有した。</p>
<p>1. 石州瓦利用促進事業費補助金</p> <p>【指摘事項】</p> <p>要綱上の目的は「島根県の地域資源である石州瓦を使用した建築物の新築・購入、リフォームを促進」することとされており、当該目的には公益性が認められない。</p> <p>この点を県の担当者に確認したところ、本補助金の目的は「地場産業の振興に加え、島根の子供たちが、石州瓦をはじめとする地場産品に囲まれた住環境で育まれることにより、地場産業に愛着を持ち、関心を高めること」とのことであった。</p> <p>要綱上の目的と県の担当者の目的に対する見解が異なっており、については交付要綱上の目的を公益性が認められる内容の目的に修正すべきである。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>島根県の地域資源である石州瓦を使用した建築物の新築・購入、リフォームの促進を通じて、地場産業である石州瓦産業の振興を図る。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>県は、本補助金事業の KPI として「県内で石州瓦を屋根材として使用する施主への助成件数」を採用しているが、助成件数は事業の実施結果そのものであり、原則として当該事業の KPI とはならない。この点、例えば、補助金の利用者にアンケートを実施し、KPI の設定とすることが考えられる。</p> <p>また、当該アンケート結果から「本補助金の有無」が石州瓦採用の決め手になったことによる販</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>提案のとおり、既存のアンケートに「石州瓦の採用に、補助金がどの程度影響したか」についての設問を追加した。</p> <p>また、当該設問の回答を活用し、「本補助金により、どの程度売上増加につながったか」の KPI への設定について、提案のとおり対応する。</p>

<p>売数量を合理的な換算後の枚数（枚換算枚数）に置き換えることにより、基準となる単価を乗じて、金額的な評価も可能となる。当該基準による KPI の設定可否について検討されたい。</p>	
<p>2. 島根県石州瓦市場創出支援事業費補助金 【指摘事項】 要綱第 5 条の見出しに「(補助率)」とあるにも拘わらず、本文に補助率に関する記載がない。</p>	<p>(産業振興課) 以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>第 5 条 この補助金の補助率は、別に定める。</p> <p>別表 ○補助率（第 5 条関係） 10/10</p> <p>※ただし、7 中期計画進捗支援・管理事業については事業に要する経費の 1/3</p>
<p>【意見・改善提案】 県は、本補助金事業が伴走型の支援事業であるとの認識から、評価尺度の設定は行っていない。以下、事業ごとに定量的な評価方法について検討する。</p> <p>(イ) 販路開拓事業 本事業を含む販売促進の取組の結果として、「出荷枚数」や「販路開拓件数」等の把握は可能であるとのことであり、KPI とすることは可能である。また、合理的な換算後の枚数に置き換えることにより、基準となる単価を乗じて、金額的な評価も可能となる。</p> <p>(ロ) 商品開発事業 商品開発・改良件数が把握可能とのことであり、KPI になると考えられる。</p> <p>(ハ) 人材育成事業 当該事業は組合員が参加するセミナー・勉強会等の開催事業であることから、アンケート等による「参加者の満足度」を KPI とすることができる。セミナーの内容等が有効であったか否か、評価してフィードバックすることを検討されたい。</p>	<p>(産業振興課) 複数のメニューを有する本事業の趣旨を踏まえると、補助事業全体を一つの尺度で評価するのは適切とは言えないことから、提案を踏まえ、次の各項目を事業ごとの評価尺度として設定することについて、下記のとおり対応する。</p> <p>(イ) 「売上」、「販路開拓件数」 (ロ) 「商品開発・改良件数」 (ハ) アンケート等による「参加者の満足度」</p>
<p>3-1. しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金（産業振興課分） ※補助対象者である公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）内の個別事業別に検証</p> <p>①技術革新支援総合助成事業 革新型研究開発助成事業</p> <p>【意見・改善提案】 財団は各事業者から助成対象製商品に係る売上高等の報告を 5 年間受けているとのことであ</p>	<p>(産業振興課) 平成 30 年度で本事業は終了し、今年度は平成 30 年度に採択した事業の継続分の実施</p>

<p>るため、当該累積売上高を KPI とすれば、金銭的な視点による評価も可能であり、当該 KPI の設定による効果測定を検討されたい。</p>	<p>のみである。このため、アウトカム指標については事業化件数のままとする。</p>
<p>②起業家育成・支援事業 実践型企业塾の開催 【意見・改善提案】 県は「起業家スクールの受講生数」を KPI としている。一方、財団は「支援回数」を KPI としている。</p> <p>いずれも、事業実施の結果そのものであるため、これを KPI としては不合理である。本事業の目的は「地域経済への貢献度の高いビジネスプランを持つ者への事業化支援」であり、受講者数や支援回数が上記の目的達成に直結するとは限らない。即ち、受講や支援が、対象者の「事業化」に繋がったか否かを知るための KPI にはならない。</p> <p>この点、例えば起業家スクール等の創業支援を受けた者のうち実際に創業した者の数は KPI となるため、当該 KPI の導入を検討されたい。</p>	<p>(産業振興課) 起業家育成・支援事業の行政評価上の KPI としている「起業家スクールの受講者数」について、「起業家スクール」事業は、起業意欲の喚起等を目的として実施しており、起業予備軍の裾野を広げる取組であることから、受講者数を KPI としている。</p> <p>なお、財団の実践型起業塾については、提案のとおり事業化（創業）件数の把握が必要と判断した。来年度から新たな KPI 設定することとし、準備を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修了生の事業化率を KPI 設定 ・3年間のフォローアップ調査を導入
<p>③しまねものづくり高度化支援事業 経営力の強化促進 【意見・改善提案】 財団は「目標達成企業数」を KPI としている。当該目標値の設定対象をみると、ほぼ事業実施の結果そのものが目標値となっているため、KPI とするのは合理的とはいえない。本事業の目的は「経営革新等の実現」であり、経営革新等計画の認証取得数や助成金の交付決定数の増加が「経営革新の実現」と直結しているとは必ずしもいえず、例えば経営革新等計画によりどの程度付加価値等が増加するか、IoT 生産技術の導入によりどの程度コストが削減できるか等を見積り（計画提出時に企業側もシミュレーションしていると思われる）、KPI とするべきと考える。</p> <p>この点、県の採用している KPI は「当該事業に係る支援対象企業の付加価値の増加額」であり、合理的といえる。ただし、財団は「経営革新計画等承認支援・フォロー」「国等の施策活用に向けた支援活動」「ものづくり企業の成長分野等への参入支援」「IoT 等を活用した生産技術の導入支援」「国際規格等取得の促進」「HACCP 計画の策定支援」の各メニューにより事業を遂行している。</p> <p>これらの目指す目的は同じであるが、アプローチが異なるものもあり、区分して付加価値増加額を KPI 化する必要があると思われ、この点の改善</p>	<p>(産業振興課) 県が事務事業評価において設定している付加価値増加額については、財団で確認し県が報告を受けているものであり、財団においてもこの県評価と連動し、事業評価を行うこととする。</p> <p>なお、提案のあった、財団の個別事業ごとに付加価値増加額を把握し、KPI 設定することについては、以下の理由により個別事業レベルでの設定は適当でないと判断する。</p> <p>(財団の個別事業ごとに付加価値増加額を KPI 設定できない理由) 個別事業は企業が行う経営革新等に向けた様々な取組みの一つであり、企業独自の取組みや財団事業の複数活用が想定され、個別事業ごとの設定は困難。</p>

<p>を検討されたい。</p>	
<p>専門家の派遣 【意見・改善提案】 財団は、現場改善塾の開催（個別指導研修）については KPI を設定していない。現場改善塾は、主に「コストダウン」を目的とした改善であり、どの程度コストダウンが叶ったか、理論値によるシミュレーションも含め、金額的に測定することが可能と考える。 このため、現場改善塾の開催に関しては、当該視点を勘案した KPI の設定を検討されたい。</p>	<p>(産業振興課) 財団においては、現場改善塾について KPI 設定していなかったため、新たに KPI を設定することとした。但し、具体的な指標としては、改善塾に参加した企業のうち何社がどのような改善を図ったかを把握することが重要であると考え、アンケート調査による改善実施の有無を測定する方向で検討中である。</p>
<p>④しまね IT 産業振興事業 IT 関連技術者の育成 【意見・改善提案】 県は「IT 人材育成事業受講者数の累計」で評価している。 受講者数累計による評価は、事業遂行の結果そのものであるため、KPI とするのは合理的ではないため、この点を検討されたい。</p>	<p>(産業振興課) 受講者数累計による評価にあわせて、アンケートによってスキル向上にどの程度役立ったかを点数化し事業効果を定量的に評価することにした。</p>
<p>開発ソフトウェア・サービス販路拡大支援事業 【意見・改善提案】 県は「ソフト系 IT 産業の売上高」、「ソフト系 IT 産業の従事者」を KPI として設定している。一方、財団は「支援企業数」を KPI としている。 しかし、この支援企業数は事業の結果そのものであり、KPI としての機能を果たせない。 当該事業は、自社開発ソフトウェア製品等の販路拡大を目的とした展示会・セミナー等の支援が目的であることから、実際に販路拡大したことによる売上高等により評価したいところであり、実際に支援企業に対して 5 年間の売上実績の報告を受けていることから、当該 KPI の導入を検討されたい。</p>	<p>(産業振興課) 提案のとおり支援企業の売上実績を新たに財団 KPI として設定することで検討中。</p>
<p>⑤特殊鋼産業クラスター高度化推進事業 特殊鋼産業成長分野進出促進助成事業 【意見・改善提案】 本事業について、財団は、①技術革新支援総合助成事業と合わせて「技術革新総合支援事業」として評価しており、具体的には「助成事業の採択件数」を KPI としている。 一方、県は「成長分野への参入を目指した新たな取り組みへの助成件数」を KPI としている。この助成件数は、特殊鋼産業成長分野進出促進助成金及び発展型試作開発助成金（特殊鋼関連のみ）の採択件数を指す。即ち、財団、県ともに事業遂行の実績を KPI としていることになり、合理的で</p>	<p>(産業振興課) 今年度から「特殊鋼産業クラスター高度化推進事業」は、別事業（「先端金属素材グローバル拠点創出事業」）に統合した。意見を踏まえ、後継事業の KPI を検討する。 なお、財団においては今年度より「助成事業の採択件数」から「助成事業の事業化件数」に変更したところ。（ただし、研究開発系の助成金をまとめて一つの KPI を設定。）</p>

<p>はない。</p> <p>本事業の目的は「高度な技術力の習得や販路開拓による成長分野（航空機産業等）への参入を通じた県内産業の高度化」であることを考慮すると、実際に販売に結び付いた割合（事業化率）の方が直接的な KPI として合理的といえる。</p> <p>また、3つの事業を一体として KPI とし、目標値を設定しているが、本事業単体で KPI を設定すべきである。</p>	
<p>⑥戦略的取引先確保推進事業 経営力の強化促進（国際規格等取得の促進） 【意見・改善提案】</p> <p>県は「当該事業の支援メニューによる取引成立件数」で評価している。</p> <p>一方、財団は「目標達成企業数」を KPI としている。設定されている目標が概ね事業遂行の結果であり、合理的とはいえない。このため、県の KPI を参考にした改訂が求められる。</p> <p>また、取引先件数の把握が可能であれば、当該事業の利用に起因して増加した売上高等を年々把握する仕組みを導入することも可能と考える。財団が KPI を改訂する際にはこの点にも留意されたい。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>県が設定する取引成立件数については、財団で確認し県へ報告しているものであり、財団においてもこの県評価と連動し、事業の評価を行うこととする。</p>
<p>⑦市場開拓支援事業 首都圏等販路開拓強化事業 【意見・改善提案】</p> <p>財団はしまねビジネスセンターの「利用者高満足度率」を KPI としている。</p> <p>現在行っているアンケート調査は、満足度に対する問いと、気付いた点等を自由に記載してもらう形式になっているため、回答内容は感想や事務局等への謝辞が多く、また「なぜ満足（不満）か、どこが満足（不満）か」等の情報を得にくい上、評点化もできないため、改善に繋がる指標としては活用できない。</p> <p>財団として提供したいノウハウやポイント別にこれらの情報がとれるようアンケートを工夫して評点化することにより、KPI として活用することが可能と考えられ、年間取引成立件数と合わせて指標化し、より効果的な事業にブラッシュ・アップしていくことが望まれる。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>財団において、今後実施するアンケートについては、利用企業の満足・不満足な部分をより具体的に、ポイント別に把握できるようにアンケート内容を見直すこととした。</p>
<p>下請取引等支援事業 【意見・改善提案】</p> <p>財団は「取引先件数」を KPI としている。</p> <p>本事業は新規取引の斡旋、下請取引に係る講習会等が主体の事業であるため、斡旋事業について</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>本事業の主たる業務は職員による取引斡旋になり、その結果としての取引成立件数が財団 KPI としては適当と判断する。</p>

<p>は取引成立件数で合理的と思われるが、後者については受講者からのアンケート調査による評点化と、KPI の設定が望まれる。</p>	<p>なお、KPI 設定で提案のあった講習会・セミナーの開催は国（中国経済産業局）の主催事業であり、財団は共催機関の位置付けであった。</p>
<p>⑧地域産学官共同研究拠点事業 【意見・改善提案】 県は「地域産学官共同研究拠点における共同研究の件数」を KPI としている。当該 KPI は事業実施自体の結果であり、本事業の KPI としては合理的ではない。 一方、財団は、アンケート調査に基づく「参加者高満足度率」を KPI としている。ただし、現在行っているアンケート調査は、満足度に対する問いと、気付いた点等を自由に記載してもらい形式になっているため、回答内容は感想や事務局等への謝辞が多く、また「なぜ満足（不満）か、どこが満足（不満）か」等の情報を得にくい上、評点化もできないため、改善に繋がる指標としては活用できない。 財団として提供したいノウハウやポイント別にこれらの情報がとれるようアンケートを工夫することにより、KPI として活用することが可能と考えられ、より効果的な事業にブラッシュ・アップしていくことが望まれる。</p>	<p>（産業振興課） 本補助事業は、財団が組込み技術講座等を実施する事業である。KPI については、意見を踏まえて検討したい。 財団においては、受講者アンケートについては、回答内容は感想や事務局等への謝辞ではなく、具体的に良かった（悪かった）という回答の理由等の情報を得ているため、アンケート内容について、現時点で見直し等は必要ないと考えている。</p>
<p>⑨知的財産活用啓発事業 しまね知的財産総合支援センター運営費 【意見・改善提案】 本事業は、財団がしまね知的財産総合支援センターの運営を行うための事業であるため、島根県知的財産活用啓発事業費補助金（産業振興課）（符号 4）と目的、アプローチが近似しているため、上記補助金における指摘を参照されたい。</p>	<p>（産業振興課） 本事業では、知的財産の総合支援窓口として、特許出願に関するものだけでなく、企業が抱える知財に関する課題解決も含まれており、出願件数を KPI とすることは適切でないと考え、相談件数を KPI としている。</p>
<p>⑩産業振興支援体制の整備 総合相談及びコーディネート 【意見・改善提案】 県は「CS 調査における満足度合い」を KPI としている。一方、財団は「CS 調査による不満足度率」を KPI としている。 現在行っているアンケート調査は、満足度に対する問いと、気付いた点等を自由に記載してもらい形式になっているため、回答内容は感想や事務局等への謝辞が多く、また「なぜ満足（不満）か、どこが満足（不満）か」等の情報を得にくい上、評点化もできないため、改善に繋がる指標としては活用できない。 財団として提供したいノウハウやポイント別</p>	<p>（産業振興課） 財団において、改善につながる内容を把握するアンケートとなるよう、検討する。</p>

<p>にこれらの情報がとれるようアンケートを工夫することにより、KPI として活用することが可能と考えられ、より効果的な事業にブラッシュ・アップしていくことが望まれる。</p>	
<p>⑪しまね産学官連携促進支援事業 しまね産学官協働推進事業 【意見・改善提案】 県は「県内企業等と県内の高等教育機関等との共同研究数、受託研究数」、「シーズ連携支援事業による新規事業化件数」を KPI としている。研究数は事業遂行の結果そのものであるため、KPI としては合理的ではない。 一方、本事業の目的が「県内企業が大学等のシーズを活用して技術課題を解決し、製品化や事業化を支援すること」にあるため、事業化件数は合理的な KPI といえ、当該 KPI に一本化することが望まれる。</p>	<p>(産業振興課) 県内企業と県内の高等教育機関等との連携については、事業化件数を第 1 の KPI とし、共同研究や受託研究は、事業化件数のみでは計れない連携による効果（連携によって行われる人材育成や研究機関における知財の蓄積）を生むための重要な活動であり、これを増やしていくことも目的として支援をしていることから、第 2 の KPI として適切と考える。</p>
<p>⑫デジタルコンテンツ産業振興事業 【意見・改善提案】 県は「本事業の参加者の満足度」を KPI としている。当該満足度は 5 段階評価の平均のことを指している。一方、財団は KPI を設定していない。 当該事業の目的は、「デジタルコンテンツに係る人材を育成し、デジタルコンテンツに係るビジネスを活性化させ、もって県内産業を振興すること」にあると考える。このため、当該事業の本質は人材育成であるといえ、この点を勘案すると満足度により評価していることには共感できる。 ただし、現在行っているアンケート調査は、満足度に対する問いと、気付いた点等を自由に記載してもらう形式になっているため、回答内容は感想や事務局等への謝辞が多く、また「なぜ満足（不満）か、どこが満足（不満）か」等の情報を得にくい上、評点化もできないため、改善に繋がる指標としては活用できない。 財団として提供したいノウハウやポイント別にこれらの情報がとれるようアンケートを工夫することにより、KPI として活用することが可能と考えられ、より効果的な事業にブラッシュ・アップしていくことが望まれる。</p>	<p>(産業振興課) 県、財団ともに、アンケート内容を見直し、事業創出やコンテンツ製作等にどの程度役立ったかを点数化し事業効果を定量的に評価し、併せて事業化予定を確認することで本事業を評価することにした。</p>
<p>⑬しまね海外ビジネス展開支援事業 海外ビジネスへの展開支援 【意見・改善提案】 県は「海外展開を行う企業数」を KPI としているが、この企業数は「海外展開に関する各種補助金の採択企業数」を指している。当該 KPI は、事</p>	<p>(産業振興課) 意見のとおり、セミナー、勉強会等の事業から補助金等に移行することを想定しているため、「⑬しまね海外ビジネス展開支援事</p>

業遂行の結果そのものであるため、KPI として合理的とはいえない。

一方、財団は「支援企業数」、「助成事業の採択件数」を KPI としている。これも県と同様、事業遂行の結果自体であり、KPI として合理的ではない。

本事業の主たる事業はセミナー、勉強会の実施であり、そこへの参加企業から具体的な海外展開プロジェクトが生まれればしまね海外販路開拓支援補助金（ブランド振興課）（符号 3-2）等に移行することが想定される。

このため、本事業については前述のセミナー、勉強会等の事業についてのみ評価すればよいことになり、その評価は参加者アンケートを KPI とするのが最も実効性が高いと考えられ、当該 KPI の設定が望まれる。

業」の成果指標としては、最終的な成果である助成対象企業の金額的な視点による KPI が合理的と考えられる。

本事業の KPI については、今後、「海外展開を行う企業数」から「助成事業の助成対象企業の付加価値額の増加額」に変更を検討する。

また、財団においては、今年度以下のとおり KPI を見直した。

本事業は、海外展開を志向する企業に対し、意識醸成を図るとともに、具体的な方策を示すことで新たに海外展開する企業を増やすことを目的としている。このため、財団では KPI として、本事業への新規参加企業数を設定した。

また、引き続きアンケートを実施することにより、企業の満足度やニーズ、課題の把握に努め本事業の有効性を高めたい。

海外の取引開拓の支援

【意見・改善提案】

県は採択企業数を KPI としているが、KPI＝事業遂行の結果となっているため、合理的な KPI とはいえない。

一方、財団は取引成立件数により評価をしており、当該 KPI は合理的といえる。ただし、取引件数が把握できるのであれば取引金額も把握できる可能性があるため、可能な限り金額的な視点による KPI を設定するよう、検討されたい。

（産業振興課）

今後、KPI を「海外展開を行う企業数」から「助成事業の助成対象企業の付加価値額の増加額」への変更を検討する。

3-2. しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金（しまねブランド推進課分）

【意見・改善提案】

当事業の目的は財団の「産業の高度化と新産業の創出を目指す」事業を行うための基金を造成することとされているのに対し、県は当該事業を「財団が助成した事業者に係る雇用者の増加人数」により評価しており、目的と KPI との関連性が強いとはいえない。

この点、補助対象事業者は、本事業を通じて自社産業の高度化や新産業の創出に繋がる取り組みにより自社の付加価値を高め、競争力を上げ、その結果として自社の収益性を上げることを期待している。このため、第一義的には、当事業を通じた「付加価値の増加（見込）額」を KPI とするのが合理的であると考えられる。

一方、財団は、県とは別に、符号 3-1 ③ロに含め、「課題解決率」を KPI として、目標値・実績

（しまねブランド推進課）

雇用の増加は、付加価値を含めた企業成長の成果ととらえ KPI に設定している。

また、本事業の一部財源に活用している国の補助事業で求められるアウトカムが雇用増加であるため、引き続き KPI として設定しておく必要があると考えている。

今後は、「雇用者の増加人数」に加えて「付加価値の増加額」を KPI に設定することを検討する。

<p>値の比較分析を行っている。当該 KPI には金額的な視点はないが、相談内容によっては次の例のように必ずしも付加価値の増加に繋がらない場合もあり、この場合には財団の設定した KPI は有効といえる。</p> <p>①「自社の衛生管理の強化」「セキュリティー管理の強化」「国際規格の認証取得」等、将来のリスクへの対応を目的とする場合</p> <p>②社内の組織改革や経営計画の策定支援等、内部管理の充実化を目的とする場合</p> <p>このため、第一義的には付加価値の増加を KPI とすることを、次善の策として財団の手法を県も取り入れることを検討されたい。</p>	
<p>4. 島根県知的財産活用啓発事業費補助金 【意見・改善提案】</p> <p>県、財団はいずれも本補助事業の利用実績自体を基礎に評価尺度を設定しているため、当該事業の実施自体が目的のような形になっており、要綱上の目的をより直接的に評価する尺度が求められる。</p> <p>県内企業の知的財産の保有等を促す点に着目すると、「県内企業の特許出願数等」を尺度とすることが考えられる。</p> <p>また、「窓口相談」「訪問相談」「専門家派遣」の利用者に対しアンケートを実施し、事業の満足度調査（アンケート）による点数化による指標設定も有効である。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>本補助事業は、発明協会が知的財産権制度の普及啓発、活用を図るため、セミナー等を実施する事業である。</p> <p>発明協会においては、セミナーでは参加者に対しアンケートを実施しており、回答内容は感想や事務局等への謝辞ではなく、具体的にどのような部分が役立ったか（役に立たなかった）等の情報を得ているため、現時点で見直し等は必要ないと考えている。</p>
<p>5. 公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金</p>	
<p>6. 境港貿易振興会事業費補助金 【意見】</p> <p>コンテナ貨物取扱本数等の実績値を計数として把握しているが、目標値の設定はない。</p>	<p>(しまねブランド推進課)</p> <p>具体的に把握できる数字はコンテナ貨物取扱本数等の貨物量の実績値のみであるが、この数値は生産調整など企業経営の様々な要因に左右されることから当該補助金の KPI としてはすぐわないため設定していない。</p>
<p>7. 独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金</p>	
<p>8. 公益財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金 【意見・改善提案】</p> <p>相談会開催事業について「課題解決率」による評価は合理的であるが、相談件数が少ない場合でも評価が上がることもある。貿易・投資を促進したい目的があるため、量的な側面も評価に含めることを検討する必要があり、例えば「課題解決件</p>	<p>(しまねブランド推進課)</p> <p>令和元年度から財団では、「相談会開催事業」と「ネットワーク構築推進事業」を一本化させ、国際化アドバイザーと財団職員による貿易相談等に対する支援活動とこれに必要な情報収集活動を一体的に進められてい</p>

<p>数」も合わせて指標化することが考えられる。</p> <p>【意見・改善提案】 ネットワーク構築推進事業について、県は「県内企業の貿易実績企業数」、「輸出を行う県内事業者数」により評価し、財団は「取引成立件数」により評価している。</p> <p>上記のいずれの KPI も海外取引の増減状況を示す指標であるため、合理的とも思える。しかし、上記実績値は貿易をしている全ての県内企業がカウントされるため、本事業に無関係の要素も含まれる。</p> <p>一方、取引成立件数を KPI とした場合、本事業の直接的な成果といえ、より合理的であると考えた。なお、金額的な視点からは、取引成立件数の把握とともに「成立した取引に係る 1 年間の売上計上見込額」等の情報が入手できれば KPI 化も可能と考えられるため、導入可否について検討されたい。</p>	<p>る。これに伴い、「課題解決率」に「取引成立件数」を指標に加える方向で検討されている。</p> <p>そこで県でも「取引成立件数」を指標に加える方向で検討する。</p> <p>なお、「成立した取引に係る 1 年間の売上計上見込額」の KPI 化については、年間売上額が様々な要因に反映されることから、当該事業の成果・効果測定の指標にはそぐわないと考える。</p>
<p>9. ソフトビジネスパーク島根賃貸型オフィス整備事業</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>10. しまねIT産業人材育成支援事業補助金</p> <p>【指摘事項】 交付要綱における目的が、「IT 人材育成講座を開催すること」とされており、目的に公益性が認められない。交付要綱において当該補助金の公益性を明確に示すべきである。</p>	<p>(産業振興課) 以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>補助事業者による県内 IT 企業等の技術者のスキル・能力や業界全体のレベルの向上に資する IT 人材育成講座の開催や、若年層に向けた IT に係る普及啓発の取組を支援し、もって県内 IT 産業の持続的な発展を促進すること。</p>
<p>【意見・改善提案】 県は、IT 人材育成講座の受講者数を把握するとともに、各講座の受講生に対してアンケートを行い、知識・スキルの向上に役立ったか、実習・演習が役立ったかなどについて 5 段階評価で結果を把握している。</p> <p>当該結果を点数化し、KPI とすることにより、本事業により開催された講習会によりスキル・能力が向上した技術者の人数と向上の程度を定量的に検証可能となるため、本事業の KPI として採用を検討されたい。</p>	<p>(産業振興課) 受講者数とあわせて、アンケート結果からスキル向上等にどの程度役立ったかを点数化し事業効果を定量的に検証し、事業評価することにした。</p>
<p>11. IT人材確保促進支援事業補助金</p> <p>【意見】 採用数の実績値を計数として把握しているが、目標値の設定はない。</p>	<p>(産業振興課) 提案を踏まえて、目標値を設定した。</p>
<p>【意見・改善提案】</p>	<p>(産業振興課)</p>

<p>当補助金の目的は、「即戦力となる県外に居住する IT 人材の確保を促進し、もって県内 IT 産業の振興を図ること」であるため、県の設定する KPI でも評価はできるが、他の手法との比較可能性を考えると金額的な視点による指標化ができないか、検討を要する。</p> <p>この点、第一義的には本補助金事業利用事業者の付加価値額の増加が尺度として考えられる。その際、通常スキルの高い人材ほど人件費コストが高いと考えられるため、利用事業者の負担が増加する人件費額を付加価値額とみなして KPI とすることも考えられるため、導入可否を検討されたい。</p>	<p>提案を踏まえて、金額的な指標化をするために、当該補助金によって増加する人件費額を付加価値額とみなして KPI とし、事業効果を評価することにした。</p>
<p>12. RubyWorld Conference開催準備事業補助金 【指摘事項】</p> <p>要綱の目的が「RubyWorld Conference の成功に寄与すること」とされており、当該イベントの成功が公益性とどう繋がるか、要綱上で明確にされていない。</p> <p>RubyWorld Conference2017 事業計画書に記載された「開催目的」に「先進的な利用事例や最新の技術動向などの情報発信を通じて、Ruby 市場、ビジネス利用の拡大を図る」とされていることから、目的の真意は Ruby の発展を通じた「県内 IT 関連産業の発展」にあると考えられ、要綱上の目的を修正すべきである。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>この補助金は、RubyWorld Conference 開催実行委員会（以下「補助事業者」という。）に対して、RubyWorld Conference の開催準備に係る経費の一部を補助し、RubyWorld Conference の開催を通じた Ruby 市場、ビジネス利用の拡大を図り、もって県内 IT 産業の発展に寄与することを目的とする。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>県は RubyWorld Conference の参加者に対しアンケートを実施しており、主な質問項目は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各カンファレンスに対する評価 ・Ruby の利用状況 ・カンファレンスの参加実績 等 <p>当該結果を点数化し、KPI としてモニタリングすることにより、本事業により各カンファレンスや Ruby の浸透度等を定量的に検証可能とすることができないか、検討されたい。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>アンケートにおいて、Ruby の浸透度やビジネス利用への意向を確認することをもって事業を評価することになっている。</p>
<p>13. 島根県Ruby bizグランプリ実施支援補助金 【指摘事項】</p> <p>交付要綱の目的が「Ruby でのビジネスチャンスの拡大に寄与すること」とされており、ビジネスチャンスの拡大が公益性とどう繋がるか、要綱上で明確にされていない。</p> <p>目的の真意は Ruby biz グランプリの開催、普及による Ruby によるビジネスチャンスの拡大を通じた「県内 IT 関連産業の発展」にあると考えら</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>この補助金は、Ruby biz グランプリ実行委員会（以下「補助事業者」という。）に対して、Ruby biz グランプリの開催、普及に係る経費を補助し Ruby でのビジネスチャンスの拡大を図り、もって県内 IT 産業の発展に寄与す</p>

れ、要綱上の目的を修正することが求められる。	ることを目的とする。
<p>【意見・改善提案】</p> <p>県は、Ruby アソシエーション認定技術者数や Ruby によるシステム開発件数を継続的に把握しており、当該計数であれば本補助金事業の KPI として合理的といえる。さらに、県は Ruby により開発されたシステムに係る売上高を把握しており、業界内全売上高の占有率も把握している。これを KPI とすれば、本事業に係る金額的な効果の測定が可能となるため、当該方法の尺度としての採用を検討すべきである。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>県内の Ruby 技術者認定試験合格者数、Ruby によるシステム開発件数を KPI として、事業を評価することにする。</p>
<p>14. 島根県スモウルビー・プログラミング甲子園開催支援補助金</p> <p>【指摘事項】</p> <p>交付要綱の目的が「スモウルビー・プログラミング甲子園の成功に寄与すること」とされており、スモウルビー・プログラミング甲子園の成功が公益性とどう繋がるか、要綱上で明確にされていない。</p> <p>目的の真意はスモウルビー・プログラミング甲子園の開催による Ruby 技術者の育成を通じた「県内 IT 関連産業の発展」にあると考えられ、要綱上の目的を修正することが求められる。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>この補助金は、スモウルビー・プログラミング甲子園開催実行委員会（以下「補助事業者」という。）に対して、スモウルビー・プログラミング甲子園（以下「ルビー甲子園」という。）の開催に係る経費を補助し、ルビー甲子園を通じて Ruby 技術者の育成を図り、もって県内 IT 産業の発展に寄与することを目的とする。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>通常であれば、本事業実施自体の結果である応募（参加）者数や来場者数は KPI とはならない。</p> <p>しかし、本補助金事業の場合、応募する際に AI プログラムを作成する必要があるため、このため応募の作業の中で「育成される」ことになり、従って当該応募者の数の増加は、そのまま育成された者の増加になると考えられる。</p> <p>このため、県が継続して把握している応募者数を KPI として設定することを検討されたい。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>同事業の応募者数を KPI として事業効果を評価することにした。</p>
<p>15. 島根県企業立地促進助成金</p> <p>【意見・改善提案】</p> <p>本事業における KPI に、本補助金事業適用先の「立地企業の本県における新規雇用者に係る給与支払額の増加額」を加えてモニタリングすることが合理的であり、県は当該 KPI の導入も合わせて検討されたい。</p>	<p>(企業立地課)</p> <p>事業効果については、KPI 以外にも、売上の額や従業員数、県内企業との取引状況など、多角的な視点から継続的に把握しており、今後は意見も参考とし、引き続き、フォローアップ調査を行っていく。</p>
<p>16. 島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金</p> <p>【指摘事項】</p> <p>本補助金の一部について、補助事業開始届が補助事業開始日から 1 月以内に提出できていない</p>	<p>(企業立地課)</p> <p>交付要綱を改正し、運用に沿った内容とした。</p>

<p>ものがあり、要件を満たしていないものがあつた。</p> <p>担当者に事情をヒアリングしたところ、提出期限を超過した後に補助事業開始届が提出された場合も一概に不支給としないとの回答を得た。</p> <p>実際の運用をそのように行っているのであれば上記要綱を運用の内容に沿った内容に改正若しくは現要綱に沿って厳格に処理すべきである。</p>	
<p>【意見・改善提案】</p> <p>本事業における KPI に、本補助金事業適用先の「立地企業の本県における新規雇用者に係る給与支払額の増加額」を加えてモニタリングすることが合理的であり、県は当該 KPI の導入も合わせて検討されたい。</p>	<p>(企業立地課)</p> <p>事業効果については、KPI 以外にも、売上の額や従業員数、県内企業との取引状況など、多角的な視点から継続的に把握しており、今後は意見も参考とし、引き続き、フォローアップ調査を行っていく。</p>
<p>17. 島根県ソフト系IT産業人材確保・育成支援補助金</p> <p>【指摘事項①】</p> <p>人材育成支援事業に係る補助対象経費とされているものの一部に、昼食代や夕食代が含まれていた。食事代が補助対象経費に含まれるか否かは根拠法令等に明示されていないが、旅費日当を当該補助金の対象としていないことを衡量すると、当該費用は補助対象経費には含まれないと解するのが自然である。また、実務上の取り扱いの中で食事代を明確に対象外として補助金申請を行っている申請先もあり、この点を担当者に確認したところ、「研修の一環として食事が付帯している場合は含め、それ以外は含めない。」との説明を受けた。</p> <p>しかし、要綱に補助対象経費として飲食代が限定列挙されておらず、当該昼食代・夕食代が研修の一環か否かが領収書のみで判別できない場合には、食事代は除外して事務の執行を行うべきである。</p>	<p>(企業立地課)</p> <p>食糧費は補助対象外として、補助開始前に企業に提示する「島根県人材確保・育成支援補助金の運用について」にその旨を追記した。</p>
<p>【指摘事項②】</p> <p>人材確保支援事業に係る補助対象経費の補助対象期間は、根拠法令内において「島根県企業立地促進条例第 5 条第 1 項に規定する申請書が受理された日から 3 年を経過する日(中略)」までの間とされている。</p> <p>この点、補助対象経費の一部に補助対象期間を過ぎた時期に実施されたと考えられる経費が含まれていた。</p>	<p>(企業立地課)</p> <p>対象企業に該当事業の内容を再度確認したところ、対象期間終了後に実施された内容であったことが確認されたため、補助金額の一部を返納させた。</p> <p>今後は、書類のチェック表を作成し、適切な運用が行えるよう対応する。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>本事業における KPI に、本補助金事業適用先の「立地企業の本県における新規雇用者に係る給</p>	<p>(企業立地課)</p> <p>事業効果については、KPI 以外にも、売上の額や従業員数、県内企業との取引状況な</p>

<p>与支払額の増加額」を加えてモニタリングすることが合理的であり、県は当該 KPI の導入も合わせて検討されたい。</p>	<p>ど、多角的な視点から継続的に把握しており、今後は意見も参考とし、引き続き、フォローアップ調査を行っていく。</p>
<p>18. 島根県ソフト産業家賃等補助金 【意見・改善提案】 本事業における KPI に、本補助金事業適用先の「立地企業の本県における新規雇用者に係る給与支払額の増加額」を加えてモニタリングすることが合理的であり、県は当該 KPI の導入も合わせて検討されたい。</p>	<p>(企業立地課) 事業効果については、KPI 以外にも、売上の額や従業員数、県内企業との取引状況など、多角的な視点から継続的に把握しており、今後は意見も参考とし、引き続き、フォローアップ調査を行っていく。</p>
<p>19. 特定通信費補助金 【意見・改善提案】 本事業における KPI に、本補助金事業適用先の「立地企業の本県における新規雇用者に係る給与支払額の増加額」を加えてモニタリングすることが合理的であり、県は当該 KPI の導入も合わせて検討されたい。</p>	<p>(企業立地課) 事業効果については、KPI 以外にも、売上の額や従業員数、県内企業との取引状況など、多角的な視点から継続的に把握しており、今後は意見も参考とし、引き続き、フォローアップ調査を行っていく。</p>
<p>20. 江の川工業用水道料金補助金 【指摘事項】 交付要綱 9 条に、当該補助金の交付申請書には「島根県工業用水道事業給付規程に定める工業用水道基本使用申込みに対する承認書（以下、「承認書」という。）の写し」、「補助対象事業費が確認できる資料（島根県工業用水道料金徴収条例に基づく料金の領収書等）」を添付する義務が規定されているところ、交付申請書のうち 1 件について、承認書の写しが添付されていなかった。 この点、県は申請時に口頭で承認書の写しがあることを確認したとのことであるが、当該事務は適切ではない。</p>	<p>(企業立地課) 指摘のあった承認書（写）については、速やかに徴取した。 今後は、交付決定を行うにあたり必要となる書類のチェック表を作成し、適切な運用が行えるよう対応する。</p>
<p>【意見】 江津地域拠点工業団地への立地を検討する企業にとって、同工業用水の利用が実質低価額で利用可能である点は重要な要素であり、「分譲率」は合理的な KPI となり得るため、目標値の設定を行い、管理することを検討されたい。</p>	<p>(企業立地課) 事業効果については、KPI 以外にも、売上の額や従業員数、県内企業との取引状況など、多角的な視点から継続的に把握しており、今後は意見も参考とし、引き続き、フォローアップ調査を行っていく。</p>
<p>21. ITしまね開業支援事業費補助金 【意見・改善提案】 売上高計画値や雇用創出数の達成率を目標値化することも可能である。また、損益計算書の提出を受け、付加価値増加額や産業連関表を用いて評価することも可能となるため、県は当該方法による KPI の設定を検討されたい。</p>	<p>(企業立地課) 事業効果については、KPI 以外にも、売上の額や従業員数、県内企業との取引状況など、多角的な視点から継続的に把握しており、今後は意見も参考とし、引き続き、フォローアップ調査を行っていく。</p>
<p>22. しまね観光誘客推進事業費補助金（平成 28 年度分、平成 29 年度分）</p>	
<p>23. 石見神楽振興事業費補助金</p>	

<p>【指摘事項】</p> <p>補助対象経費が「補助対象事業を実施するために必要な経費であって知事が必要かつ適当と認めるもの」と定義されているのみであり、具体的にどのような経費が補助対象となるのかが判然としない。</p> <p>この点、補助事業者である石見観光振興協議会は島根県の職員が在籍しているため、補助対象経費に該当するかどうかの個別判断にあたり問題になることはないとのことであった。しかし、本補助金の交付要綱上、補助事業者は石見観光振興協議会に限られていない。</p> <p>現状においては、補助事業者として事業遂行能力を保持する団体は石見観光振興協議会のみとのことであり、もし他の事業者を想定していないのであれば上記要綱上の補助事業者を石見観光振興協議会に限定するべきであり、逆に他の団体が補助事業者になることも想定しているのであれば、補助対象経費をある程度具体的に明示しておく必要がある。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>現状においては、補助事業者として事業遂行能力を保持する団体は石見観光振興協議会のみであるが、他の補助事業者を排除していないので、平成 31 年度の交付要綱を改正し、補助対象経費を具体的に明示した。</p>
<p>【意見】</p> <p>本補助金は「石見神楽の振興」を主目的としており、その目的を達成するための取り組みに対して補助金を交付している。</p> <p>一方で、島根県は「しまね観光誘客推進事業費補助金」のなかでも石見神楽関連の補助金を支出しており、相手先も同じ石見観光振興協議会であった。</p> <p>補助対象事業を査閲した結果、同一事業に対して補助金を二重で支出している具体的な事実は発見していないが、混乱が生じる可能性がある。また本補助金の対象経費について具体的な明示がないため、さらにそのリスクは高まる。</p> <p>このため、石見神楽の振興を促進する補助金については、どちらか一つの補助金事業でまとめるか、区分が明確になるよう整理するか、いずれかの対応が望まれる。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>平成 31 年度の交付要綱を改正し、具体的な補助対象経費を記載した。また、石見神楽の振興を促進する補助金については、「石見神楽振興事業費補助金」にまとめることにより、「しまね観光誘客推進事業費補助金」との区分を明確にした。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>本補助金事業の目的が「石見神楽の振興」にあるため、実際に石見神楽の上演を観賞した人数を KPI とすることは理解できる。</p> <p>本来は、最終的な目的が「本県の観光振興」であり、本事業の主たる内容がプロモーションであることも考慮すると、より直接的な KPI は「県外客」「地元客以外」等に限定した方が合理的とも考えられる。県外客に限定した場合の実績値等の情</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>上演団体の意向で、地元客、県外客、外国人観光客などを区分した集計をする場合もあるが、統一的な扱いはされていない。行政主導で特定日を決めたアンケートやサンプルベースの情報収集など KPI のブラッシュアップに努める。</p>

<p>報の収集が困難とする県の見解に同意はするが、上記の評価上の事情も勘案し、引き続き KPI のブラッシュアップについて検討されたい（特定日を決めたアンケートやサンプルベースの情報収集等）。</p>	
<p>24. 広域観光商品開発支援事業費補助金 【指摘事項】 要綱上の目的は「地域における魅力ある観光地、観光商品の創出を促す」とこととされているが、このことがどのように本県の公益上の便益と関連するのかが明確にされていない。 「地域における魅力ある観光地、観光商品の創出を促す」ことにより、県内観光産業の広域的な振興を図ることが趣旨であると考えられるため、「県内観光産業の振興」等の公益上の目的を補助金交付要綱上明示すべきである。</p>	<p>(観光振興課) 以下のとおり、要綱を改正した。 広域的な取組みを通じた県内観光産業の振興を図るため、広域で行う観光商品の開発及びその宣伝販売に要する事業費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。</p>
<p>【意見・改善提案】 県としては、補助事業者が各々選択した事業の実施により効果を上げることが目的としているため、補助事業者に対して個別に KPI の設定と目標値の計数化を促し、目標値と実績値の比較分析を指導することを検討されたい。</p>	<p>(観光振興課) 補助対象事業者に KPI の設定と目標値の計数化を促し、実績報告書等で、目標値と実績値の比較分析をする。</p>
<p>25. 島根県観光基盤整備補助金 【指摘事項】 要綱上の目的は「観光客の受入体制の整備を促進する」とこととされているが、このことがどのように本県の公益上の便益と関連するのかが明確にされていない。「観光客の受入体制の整備を促進する」ことにより、県内観光客の利便性・満足度を上げ、観光客数の増加を図り、以って県内産業を振興することが趣旨であると考えられる。 このため、「県内観光産業の振興」等の公益上の目的を補助金交付要綱上明示すべきである。</p>	<p>(観光振興課) 以下のとおり、要綱を改正した。 補助金は、市町村、民間事業者・団体による外国人観光客誘致に係る事業に対し交付することにより、外国人観光客誘致を積極的に行う観光事業者・団体の参入を促すとともに、外国人観光客誘致のための基盤づくりや外国人観光客の誘致を推進し、本県の観光振興に資することを目的とする。</p>
<p>【意見・改善提案】 「観光客誘客の推進」を成就するためには「観光客や補助事業者の満足度が上がること」がその前提にあることを考慮したうえで、補助事業者に対する状況調査（アンケート）による素点化等、本補助金独自の評価が可能となる KPI の設定が望まれる。</p>	<p>(観光振興課) 平成31年度に他の補助金と再編したところであり、引き続き、独自の評価が可能となる KPI の設定を検討する。</p>
<p>26. 島根県学会・コンベンション開催支援事業費補助金 【意見・改善提案】 内部的な検証として行っている経済合理性の検証において、県は、①主催者関連支出、②参加者関連支出、③直接的経済効果、④間接的経済効</p>	<p>(商工政策課) コンベンションの開催は地域への経済的効果が期待されることから、当該補助金を通じて支援したコンベンションによる経済波</p>

<p>果等についてそれぞれ効果を推計しているが、これらの尺度について目標値を設定し、当該目標値と実績値との比較分析を行うまでは至っていない。当該評価は、KPI として合理的であると考えられるため、これをベースとした目標値の設定と、当該目標値との差異分析、次年度事業へのフィードバックが行われることを望む。</p> <p>なお、経済波及効果を計算する場合、「島根県産業連関表」のみを用いて推計する方法もある。当該方法は島根県が公表している連関表を用いる方法であり、共通ツールとして活用することで、他の事業に係る経済波及効果との比較が可能となる。</p>	<p>及効果を推計し、事業の検討に活用している。</p> <p>一方、経済的効果のみならず、人の交流や文化の向上といった社会的効果も期待される。そのため、経済波及効果の多寡を追及するだけでなく、幅広く様々な分野においてコンベンションが開催されていくこと等も望まれ、その参加者数を目標値としているところである。</p> <p>こうした点をふまえ、経済的効果に絞って目標値を設定することや目標値との差異分析は行わないが、引き続き経済的効果を推計することとし、参加者数ほかその他の指標とあわせて事業の検討に活用していく。</p> <p>なお、今後は「島根県産業連関表」のみを用いた経済波及効果の推計もひとつのツールとして検討し、適切な方法で効果の検証を行っていく。</p>
<p>27. 広域周遊バス運行事業費支援補助金 【指摘事項】</p> <p>要綱上の目的は本県の公共交通の不便さを補完し「神話スポット」や「出雲大社」から観光地への周遊を促進することとされているが、「観光地への周遊」がどのように県民全体の利益につながるかが明確になっていない。「観光地への周遊」により、その他の観光地やその周辺地域経済の活性化を促進し、県内の広域的な観光の振興を実現することが最終的な目的であると考えられる。このため、当該趣旨を要綱上の目的に反映すべきである。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>この補助金は本県の公共交通の不便さを補完し、観光地への周遊により、その他の観光地やその周辺地域の経済活性化を促進し、広域的な観光振興を図ることを目的として、広域に実施する周遊バスの運行に対して予算の範囲内において補助金を交付する。その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p>
<p>【意見】</p> <p>KPI はバス利用者数であり、合理的であるが、目標値は設定していない。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>交付申請時に目標利用者数を設定するため、その人数をKPI目標値とする。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>補助事業者（ツアー）によっては利用者にアンケートを行っており、一部のアンケートでは満足度に係る情報も収集している。当該アンケートを必須のものとして満足度や顧客ニーズを素点化してKPI化することも有効であると考えられるため、この点についても検討されたい。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>アンケート等による満足度を含む利用者の意見を集約する方法について、事業者と相談し、検討する。また、アンケート等の結果をKPIに含むことも併せて検討する。</p>
<p>28. 観光コーディネーター設置事業補助金 【意見・改善提案】</p> <p>当補助金事業は、各コーディネーターの支援内容が事業により異なるため、共通的に利用可能な</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>申請時にヒアリングを行い個別に目標を設定するなど、本補助金事業に係る効果を把</p>

<p>KPI（例えば利用者アンケート結果を素点化したもの等）の設定が検討可能と思われる。</p> <p>いずれにしても現状 KPI による評価が行われておらず、本補助金事業に係る効果を実態に即して何らかの方法で把握しなければ、本補助金事業が本当に本県の観光振興に役立ったか、他の代替案より効果的であったか、が判断できないことになるため、対応を検討されたい。</p>	<p>握する方法について、検討する。</p>
<p>29. 島根県観光総合支援事業補助金</p> <p>【指摘事項】</p> <p>本補助金の目的は、「民間主体の観光地づくりを促進」することとされているが、「民間主体の観光地づくり」がどのような公益上の目的に資するのか明確にされていない。</p> <p>本来の目的は「民間主体の観光地づくりを促進」することにより「県内観光産業の振興を図る」ことにあると考えられる。このため、当該趣旨を要綱上の目的に反映すべきである。</p>	<p>（観光振興課）</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>この補助金は、民間主体の観光地づくりを促進し、県内外から観光客を誘致することで県内観光産業の振興を図るため、新たな旅行商品の開発等に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p>
<p>【意見】</p> <p>本補助金は対象事業メニューが多種多様であり、内容も類似するものが多いため、各補助金申請分がどの対象事業に該当するのか判断するのが困難である。どの事業に該当するのかにより対象経費・補助率・補助限度額が異なるため、補助金交付要綱の内容を整理し判別しやすくする必要がある。</p>	<p>（観光振興課）</p> <p>平成31年度の交付要綱を改正し、内容を整理した。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>「旅行商品の開発」であれば、モニターツアーが実際に商品化された際の入込客数や、当該人数に観光消費単価を乗じた観光消費額、経済波及効果等を、「イベント支援」であれば、当該来場者数や、当該人数に観光消費単価を乗じた観光消費額、経済波及効果等を、KPI として設定することも考えられる。</p> <p>本補助金事業は、いずれの対象事業についても、単年度で効果が発現するとは限らず、要綱上も継続的な事業実施を前提としている規定ぶりとなっているため、複数年度に亘る累積的な評価が必要であり、実績報告等において事業終了後も情報提供を求めて対応することが望まれる。</p>	<p>（観光振興課）</p> <p>入込客数や来場者数などの集客数に観光消費単価を乗じた観光消費額を、KPI とすることを検討する。</p> <p>複数年度に亘る事業評価については、本補助金の趣旨に鑑み、補助期間終了後における事業の継続状況や展開を、ヒアリングなどにより確認することとする。</p>
<p>30. 島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金</p> <p>【指摘事項①】</p> <p>交付申請書兼実績報告書は交付要綱において</p>	<p>（観光振興課）</p> <p>平成31年度の交付要綱を改正し、やむを得</p>

<p>「補助事業完了後 14 日以内又は補助事業の完了年月日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで」という提出期限が設けているのに対し、提出期限経過後に提出された交付申請書兼実績報告書が 2 件あった。</p> <p>県の担当者に確認したところ、提出期限を経過した後に交付申請書兼実績報告書が提出された場合にも一律に不支給とはせず、改めて提出期日を定めて申請者に通知するとの回答が得られた。</p> <p>交付要綱に明記されている事項を現場の判断で緩和するのは問題があり、当該事務は適切とはいえ、要綱に沿って処理若しくは、要綱の規定が過度に厳格であるとの判断であれば、要綱を改訂して対応すべきである。</p>	<p>ないケースを想定した内容とした。</p>
<p>【指摘事項②】</p> <p>補助対象事業の要件の一つにおいて「各施設から立ち寄り証明書の発行が受けられること」とされているが、出雲大社からの立ち寄り証明書が添付されていなかった。立ち寄り証明書の添付がない代わりに「出雲大社は立ち寄り証明書が発行できない」という趣旨の文書を添付しており、この文書をもって補助対象事業としている。</p> <p>しかし、要綱等に例外的な取り扱いについての定めがない以上、要綱に準じた処理を行うべきであり、当該事務は適切とはいえない。</p> <p>必要であれば、要綱に「立ち寄り証明書の発行が困難なことに付き、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではない。」旨の文言を加える等により対処すべきである。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>平成31年度の交付要綱を改正し、やむを得ないケースを想定した内容とした。</p>
<p>【指摘事項③】</p> <p>交付要綱第 5 条の条文の見出しが「補助対象経費」とされている。本補助金は、費消した経費を補てんするものではなく、バス 1 台あたり 30,000 円に島根県内の宿泊数を乗じた額を支給するものであるため、条文明の見出しが適切ではない。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>平成31年度の交付要綱を改正し、第 5 条の条文の見出しを「補助金額」に修正した。</p>
<p>【指摘事項④】</p> <p>当補助金の目的は、「観光客の周遊拡大」とされているが、「観光客の周遊拡大」がどのような公益上の目的に資するのか明確にされていない。</p> <p>本来の目的は「観光客の周遊拡大」により「県内観光産業の振興を図る」ことにあると考えられる。このため、当該趣旨を要綱上の目的に明記すべきである。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>この事業は、旅行事業者が島根県への観光を目的とした貸切バス旅行（以下「補助事業」という。）を実施する経費等の一部を予算の範囲内で補助することにより、島根県への旅行商品造成を促進し、県内観光産業の振興を図ることを目的とする。</p>
<p>【意見・改善提案】</p>	<p>(観光振興課)</p>

<p>県は、補助対象事業者の実績報告書より「利用バスの台数」「宿泊日数」「旅行参加者数」を把握している。</p> <p>「バスの台数」については事業の実施結果そのものであるため KPI としては合理的ではないが、宿泊数、参加数については当該事業により生み出した観光消費額の源泉であり、金額的な視点による KPI となり得るため、KPI 化の検討が望まれる。</p>	<p>参加者数に観光消費単価を乗じた観光消費額を、KPI とすることを検討する。</p>
<p>31. しまね観光事業者等支援事業費補助金</p> <p>【指摘事項①】</p> <p>補助対象経費は補助金交付要綱の別表に限定列挙により定められているところ、県は補助事業者が補助対象経費に含めている「日当 (2,200 円/日)」「食卓費 (3,000 円/日)」をいずれも別表の「③ 職員旅費」として追認しているものがあつた。補助金交付要綱に定める「職員旅費」の定義が明示されていないが、県の「職員の旅費に関する条例」には「食卓料」が規定されている(「日当」についての記載はない)。</p> <p>このため、上記「日当 (2,200 円/日)」「食卓費 (3,000 円/日)」を両方とも補助対象経費とする事務処理は適切ではない。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>当該経費は、飯南町の旅費条例に基づいて支給される飯南町観光協会の旅費の内容について認定したもの。当該補助金については、平成29年度に終了しているため、今後、同様の補助金の要綱を作成する際は、補助金の趣旨に照らし合わせ、明確な補助対象経費の表記に努める。</p> <p>なお、補助対象経費から日当、食卓費を除いて再計算した結果、補助金の額に影響はなかった。</p>
<p>【指摘事項②】</p> <p>職員旅費として補助対象経費に含まれていた領収書の中に、打合せに係る飲食費に係る領収書が含まれていた。当該飲食費は接待交際費又は会議費に区分されるものであり、補助金交付要綱別表に定める経費のいずれにも該当しない。</p> <p>このため、当該経費を補助対象経費とする事務処理は適切ではない。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>当該経費は、飲食を伴う打合せを行うことが事業実施に必要であると判断し、「その他事業実施に必要と認められる経費」として認定したもの。当該補助金については、平成29年度に終了しているため、今後、同様の補助金の要綱を作成する際は、補助金の趣旨に照らし合わせ、明確な補助対象経費の表記に努める。</p> <p>なお、補助対象経費から当該経費を除いて再計算した結果、補助金の額に影響はなかった。</p>
<p>【指摘事項③】</p> <p>補助対象経費となる委託費に係る請求書について、誤って平成 28 年度分のもので綴じ込まれており、これに基づいて支出負担行為が為されていた。平成 29 年分も同額の委託費が発生していたため実害はないが、事務としては不適切な処理である。また、当該資料に係る検査においても指摘がなされていない。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>平成29年度の支出証拠書類を徴収し、同額の委託費が発生していることを確認した。</p> <p>今後は適正な処理に努める。</p>
<p>【指摘事項④】</p> <p>本補助金の目的は、「民間主体の観光地づくりを促進する」とされているが、「民間主体の観光地づくりを促進する」ことがどのような公益上の目</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>当該補助金については、平成29年度に終了しているため、今後、同様の補助金の要綱を作成する際は、補助金の趣旨に照らし合わ</p>

<p>的に資するのか明確にされていない。</p> <p>本来の目的は「民間主体の観光地づくりを促進する」ことにより「県内観光産業の振興を図る」ことにあると考えられる。</p> <p>このため、当該趣旨を要綱上の目的に反映すべきである。</p>	<p>せ、目的を明確に表記するよう努める。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>本補助金事業単独の KPI の設定について、本事業完了後には「補助金がなくとも」継続して民間主体の観光プランを策定・実行することができる礎を築くことが本来の目的であると解すると、実際に策定した観光プランに関連して計上された観光消費額が、最も KPI として好ましい。本事業により観光プランが具体的かつ新たに策定されていることから、当初から効果の測定を念頭に入れておけば、当該実績値の把握を可能にする仕組みは当該プラン設計時にインストール可能である。</p> <p>観光プランを主導する一般社団法人飯南町観光協会は、今後、数多くの取組を一つ一つ検証して総括し、今後の取り組み方針を検討する必要がある。県もそこまで指導・確認しなければ、本補助金による効果を持続することができず、本補助事業が本当の意味で効果があったとはいえない。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>当該補助金については、平成29年度に終了しているため、提案の内容をふまえ、今後同様の補助金について事業実施する際は、当初から適正な効果の測定を念頭に入れ、適切な KPI を設定するよう検討する。</p>
<p>32. 公益社団法人島根県観光連盟補助金</p>	
<p>33. しまね観光誘客推進事業費補助金（県内航空路線緊急利用促進事業）</p> <p>【指摘事項】</p> <p>本補助金事業は、「県内航空路線の利用を促進する」ことにより、「県内観光産業の振興を図る」ことが本来の目的と考えられる。</p> <p>一方、当該本来の目的が本補助金交付要綱において一切触れられていないため、補助金交付要綱においてこの点を明確に記載すべきである。</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>この補助金は、観光客誘致を促進するための情報発信及び魅力ある観光地づくりに向けた地域の取組み、県内航空路線など交通機関の利用促進の取組み等を支援し、本県の観光振興に資することを目的とする。</p>
<p>34. 外国人観光客誘致事業補助金</p> <p>【指摘事項】</p> <p>本補助金の目的は、「外国人観光客誘致を積極的に行う観光事業者・団体の参入を促すとともに、外国人観光客誘致のための基盤整備づくりを促進すること」とされているが、当該目的がどのような公益上の目的に資するのか明確にされていない。</p> <p>県が KPI として「外国人宿泊客延べ数」を採用しているため、本来の目的は外国人観光客の誘致を推進し、本県の観光振興に資することが目的で</p>	<p>(観光振興課)</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>補助金は、市町村、民間事業者・団体による外国人観光客誘致に係る事業に対し交付することにより、外国人観光客誘致を積極的に行う観光事業者・団体の参入を促すとともに、外国人観光客誘致のための基盤づくりや外国人観光客の誘致を推進し、本県の観光振興に資することを目的とする。</p>

<p>あると思われるため、当該趣旨を要綱上の目的に反映すべきである。</p>	
<p>【意見・改善提案】 「外国人観光客誘客の推進」を成就するためには、「外国人観光客や補助事業者の満足度が上がる」とその前提にあることに着目し、補助事業者に対する状況調査（アンケート）による評点化等、本補助金独自の評価が計数的に可能となる KPI の設定が望まれる。</p>	<p>（観光振興課） 平成31年度に他の補助金と再編したところであり、引き続き、独自の評価が可能となる KPI の設定を検討する。</p>
<p>35. 島根県外国人観光客送客促進支援補助金 【意見・改善提案】 交付要綱には「島根県内に宿泊する海外からの団体旅行を支援することにより…」とあるため、本補助事業単独の KPI としては、外国人団体観光客の「移動の便」としての「外国人貸切バス利用客数の増大」に係る KPI を設定した方が、より直接的な効果測定が可能になる。 本来は補助事業の実績自体を目的とした尺度の設定は不合理であるが、補助事業の実績に近い指標（助成金の支給対象となった団体バスを利用した外国人旅行者数）を直接的に尺度として設定するのが最も合理的であると考えられるため、導入可否を検討されたい。</p>	<p>（観光振興課） 補助事業の実績に近い指標による KPI の導入について検討する。</p>
<p>36. FIMBA ワールドリーグ松江 2018 大会支援事業（観光振興）補助金</p>	
<p>37. 外国人観光客誘致対策事業補助金 【意見・改善提案】 補助金交付要綱には「米子・ソウル便、米子・香港便並びに環日本海圏貨客船の利用による外国人観光客の誘致促進を図り…」とあるため、本補助事業単独の評価という意味では、外国人観光客の誘客の「入口」としての「米子・ソウル便、米子・香港便並びに環日本海圏貨客船の増大」に係る KPI の方が、より直接的な効果測定が可能になる。 本来は補助事業の実績自体を目的とした KPI の設定は不合理であるが、本事業の場合、その事業の内容、目的に対する寄与度の低さから、補助事業の実績自体（助成金の支給対象となった外国人観光送客数）を直接的に KPI とするのが最も合理的であると判断した。</p>	<p>（観光振興課） 補助事業の実績に近い指標による KPI の導入について検討する。</p>
<p>38. 島根県小規模事業経営支援事業費補助金</p>	
<p>39. 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金</p>	
<p>40. 島根県信用保証協会保証料補給金</p>	
<p>41. 島根県地域商業等支援事業費補助金 【意見・改善提案】</p>	<p>（中小企業課）</p>

<p>本補助事業の効果の測定方法として例えば、 1. 売上高を集計して評価、2. 売上高達成率による評価、3. 営業継続率を評価の方法が考えられる。</p> <p>本補助金は、そもそも地域の商業機能が失われつつある現状を考慮して設置された事業であるため、売上をただ上げればよい、というのではなく、予定どおりの収支を積み上げ、可能な限り営業を継続する状況を作ることが重要と考えられる。</p> <p>このため、合目的性の視点からは、上記1の方法よりも2若しくは3の方法がより適正な指標といえる。また、3の方法は分析・比較が容易な点が優れている一方、情報量が限定的であるため、打ち手としてフィードバックするのが難しい。</p> <p>このため、上記2の方法がベストな指標であると考えられるため、県は当該 KPI の設定を検討されたい。</p>	<p>本事業について今年度見直しする中で、事業目的、効果の測定方法を検討する。</p>
<p>42. 大学生等の IT 技能習得促進支援補助金 【意見】</p> <p>インターンシップマッチング人数と受け入れ企業数による評価結果をみると、達成率は概ね3割～4割程度であり（平成 28 年度は例外であるが）、事業としてあまり順調に遂行されていないことが伺える。</p> <p>これに対し、県としては予算を十分確保し、積極的に推進する姿勢を見せていることから、当該事業をどのように進めて結果に繋げるか、早急に対応する必要がある。</p>	<p>（雇用政策課）</p> <p>平成30年度は、県内企業及び県内外の大学のほか、専門学校へのアプローチを強化したことで、事業目標を達成した。</p> <p>引き続き、広報の強化に努めるとともに、受入企業及び参加学生への評価アンケートや就職状況の追跡調査結果を分析し、インターンシップ参加学生の増加と、参加学生の就職増加に繋げたいと考える。</p>
<p>43. 島根県シルバー人材センター連合会補助金 【指摘事項】</p> <p>交付要綱上の目的は「シルバー人材センター事業の一層の発展を図る」こととされているが、このことがどのようにわが県の公益上の便益と関連するのかが明確にされていない。</p> <p>当補助金は、本県における労働人口の減少により人手不足が深刻化している状況の中で、人手不足による地域経済の縮小に歯止めをかけるため、働く意欲のある高齢者の労働力を活用しようすることが趣旨であると考えられるため、当該趣旨を要綱上の目的にすべきである。</p>	<p>（雇用政策課）</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>この補助金は、公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会（以下「補助事業者」という。）が実施する事業を支援し、もって県内における各シルバー人材センターの相互の健全な発展を図ること及び企業等の人材確保に寄与することを目的とする。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>当補助金の KPI として、島根県シルバー人材センター連合会の会員登録数が設定されているが、金額的な視点による KPI ではない。近年は企業が</p>	<p>（雇用政策課）</p> <p>この補助金は県内の各シルバー人材センターの相互の健全な発展を図ることに加え、県内企業等の人材確保を目的としている。</p>

<p>定年後の継続雇用制度を導入したことにより会員登録数は減少傾向にあるが、一方で島根県シルバー人材センター連合会を通じて仕事に就いた就業者の契約金額は増加傾向にある。</p> <p>会員登録数も重要な指標ではあるが、金額的な視点も含まれる「就業者の契約金額」は、補助金が金銭により支出されていることとの衡量上好ましく、また「地域経済の活性化」への訴求もより直接的であり、当該 KPI の導入を検討されたい。</p>	<p>特に労働者派遣事業は、企業が柔軟に人材を確保することができるため、県では、この補助事業によりシルバー派遣事業の普及・活用を促進しているところである。</p> <p>したがって、この補助金の効果測定、分析及び評価する指標としては、会員登録数のほか、「シルバー人材センターが労働者派遣事業を実施していることを知っている企業の割合」を活用する。</p>
<p>44. 中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進補助金</p> <p>【指摘事項①】</p> <p>島根県商工会連合会からの実績報告において、「その他事務費」の中の「その他諸費」として補助対象経費として計上されている。また、松江商工会議所からの実績報告においても同様に「その他事務費」の中の「その他諸費」が補助対象経費として計上されている。</p> <p>上記のように「その他」とされた場合、内容が明確でないため補助対象経費に該当するか否かが判別できず、このような実績報告書に基づいて補助金額を決定、支出する事務は適切ではない。</p>	<p>(雇用政策課)</p> <p>補助金交付申請及び実績報告において、補助対象とする経費を明確に記載させ、検査確認時に証拠書等により確認することとした。</p>
<p>【指摘事項②】</p> <p>松江商工会議所からの実績報告において、「管理費」として「人件費+事務費の 10%」が補助対象経費として計上されている。この「管理費」は、要綱に限定列挙により定められた経費のいずれに該当するか不明であり、また、人件費と事務費の合計額の 10%が概算額として補助対象経費に該当するという記載もない。</p> <p>このため、当該実績報告書を基礎に補助金額を決定する事務は適切ではない。</p>	<p>(雇用政策課)</p> <p>補助金交付申請及び実績報告において、補助対象とする経費を明確に記載させ、検査確認時に証拠書等により確認することとした。</p>
<p>【意見】</p> <p>交付要綱上の交付対象先は「島根県商工会連合会及び県内各商工会議所」とされているが、実際は島根県商工会連合会と松江商工会議所のみが支給先となり、県内各商工会議所への支給分は松江商工会議所が取りまとめて支給している。</p> <p>県は将来的な可能性を考慮して上記文言としているとのことであるが、少なくとも従来から現行の事務が継続されており、実態に合わせて修正すべきである（将来的に県内各商工会議所に交付することとなった段階で現在の文言に変更すべき）。</p>	<p>(雇用政策課)</p> <p>意見を踏まえ、交付対象先を平成31年 4 月 1 日付で「島根県商工会連合会及び松江商工会議所」に変更した。</p>
<p>【意見・改善提案】</p>	<p>(雇用政策課)</p>

<p>評価測定とフィードバック分析等は KPI①「3 か月以上の育児休業取得後の職場復帰者数」を軸に行っている。この KPI は補助事業自体の実績であり、本補助金事業の実績数自体を評価尺度として設定することは適切とはいえない。</p> <p>この点、KPI②「奨励金支給先企業へのアンケート」は「はたらきやすい職場づくり」を実現するための具体的な評価尺度になりうるが、定性情報であり、定量化できるか否かが鍵となる。</p> <p>アンケート項目は選択肢としてどれかを選択する類のものではなく、それぞれの点について程度を問うべき内容といえ、仮に上記のアンケートの内容をそれぞれ 5 段階で質問して回答を得た場合、それぞれの項目に係る満足度を計数化できる。この場合、KPI として目標値の設定も可能となり、またそれぞれの項目の計数を比較することで達成度の違いも浮き彫りになる。</p> <p>KPI③「県内の年齢階級別有業率の実績」については、当補助事業の効果との関連性がないとはいえないが、本補助事業を利用していない事業者も含めた県全体あるいは全国の状況である。また、当該状況は世帯主の所得状況等他の要因も考えられるため、KPI としては沿わないが、現状把握の指標としては有効であり、島根県の状況は県の思惑どおりに進んでいると考えられる。</p>	<p>本年度はアンケートを予定していないため、昨年度実施したアンケートの定性情報と申請データを分析して、今後の奨励金のあり方を検討する。</p>
<p>45. 島根県労働者福祉協議会事業費補助金</p> <p>【指摘事項】</p> <p>交付要綱上の目的は「労働者の自主的な福祉活動の増進を図る」こととされているが、このことがどのように本県の公益上の便益と関連するのかが明確にされていない。</p> <p>本補助金事業は、「企業における働き方の見直しの促進」や「労働者のゆとりと豊かさの実感」「自己啓発や社会参加」「生活設計の確立」等を支援することにより、協議会の会員のみならず県内労働者全体の福祉向上につながることを趣旨としていると考えられるため、当該趣旨を交付要綱上の目的に反映すべきである。</p>	<p>(雇用政策課)</p> <p>以下のとおり、要綱を改正した。</p> <p>この補助金は、島根県労働者福祉協議会(以下「補助事業者」という。)が行う労働福祉活動を支援し、もって労働者の自主的な福祉活動の増進及び県内労働者全体の福祉向上に資することを目的とする。</p>
<p>【意見】</p> <p>ワンストップサービス事業の相談件数が、KPI として設定されているが、目標値は設定されていない。</p>	<p>(雇用政策課)</p> <p>目標値を設定した。</p>
<p>【意見・改善提案】</p> <p>事業としては相談のみならず研修会やライフプランセミナーの開催等も行っているため、相談件数のみを評価尺度として用いるのは適切では</p>	<p>(雇用政策課)</p> <p>受講者へのアンケートを実施し満足度を測定する。目標値も設定した。</p>

ない。

例えば、研修会やライフプランセミナーにおいて受講者に対してアンケートをとり、受講者の満足度を評点化して KPI とすることが考えられるため、導入を検討されたい。

46. 島根県資源循環型技術開発事業費補助金